

岩 監 第 8 3 号  
令和 8 年 3 月 2 3 日

岩見沢市議会議長 峯 泰 教 様  
岩見沢市長 松 野 哲 様  
岩見沢市教育委員会教育長 吉 永 洋 様  
岩見沢市農業委員会会長 佐々木 利 夫 様

岩見沢市監査委員 畑 瀬 正 美  
岩見沢市監査委員 篠 原 藤 雄  
岩見沢市監査委員 日 向 清 一

令和 7 年度行政監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

## 令和7年度行政監査報告書

令和7年度行政監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、岩見沢市監査基準（令和2年3月24日監査委員告示第1号）に準拠した。

### 1 監査の種類 行政監査

### 2 監査のテーマ 庁用自動車の運行管理状況及び安全対策について

### 3 監査の目的

本市では、公務を迅速かつ効率的に行うため、本庁舎及び出先機関において庁用自動車を保有し、運行管理を行っている。庁用自動車の維持管理には、燃料費やリース料、修繕費等の経費を要することから、業務上の必要性に応じた適正配置と効率的な運用が求められる。

また、庁用自動車による交通事故が毎年度発生していることから、事故の未然防止を図るため、車両の点検確認の徹底及び職員の安全運転意識の向上が必要である。

本監査は、庁用自動車の管理・運用の実態を把握し、課題を分析するとともに、事故防止に関する安全対策の取組状況を検証することにより、今後の事務改善に資することを目的とする。

### 4 監査の対象（対象部署）

- (1) 総務部
- (2) 企画財政部
- (3) 健康福祉部
- (4) 市民環境部
- (5) 農政部
- (6) 経済部
- (7) 建設部
- (8) 水道部
- (9) 農業委員会事務局
- (10) 教育委員会事務局
- (11) 市立病院（市立栗沢病院を含む。）

### 5 監査の着眼点

全国都市監査委員会で定めた「監査等の着眼点」中、「第3節 行政監査の着眼点」で示された事項を基本とし、具体的には(1)、(2)の項目を主な着眼点として監査を実施した。

また、経済性・効率性・有効性（3E）の観点から事務事業の効率や効果等を検証した。

- (1) 庁用自動車の運行管理状況について
  - ア 庁用自動車の保有状況は適切なものとなっているか。
  - イ 庁用自動車効率的に使用されているか。
  - ウ 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか。
  - エ 庁用自動車の維持管理経費は適切に支出されているか。
- (2) 庁用自動車における安全対策の状況について
  - ア 法令等に基づく定期点検・整備等は適切に行われているか。
  - イ 事故防止や安全対策は適切に行われているか。
- (3) 経済性 無駄な支出はないか、財源確保に努めているか。
- (4) 効率性 成果に対して最少の経費・労力で事業が執行されているか。
- (5) 有効性 目的に見合った成果が表れているか。

## 6 監査の実施内容

- (1) 監査の範囲 令和6年度末現在において市が保有又は管理する庁用自動車（リース車両を含み、岩見沢地区消防事務組合の車両を除く。）  
なお、フォークリフト及び農耕トラクター等の小型特殊車両9台は、走行距離の分析が困難であるため、本監査の分析対象から除外した。
- (2) 監査の方法 監査資料及び関係書類による書面監査を実施し、監査執行に当たり疑義が生じた事項については、必要に応じて関係職員から説明を受け実施した。

## 7 監査の実施場所及び実施期間

- (1) 実施場所 岩見沢市監査委員室
- (2) 実施期間 令和7年9月19日から令和8年2月20日まで

## 8 監査の結果

今回の行政監査は、「庁用自動車の運行管理状況及び安全対策について」をテーマとして岩見沢市監査基準に基づき、前記5の着眼点を基本として監査を実施した。実施に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類等について関係職員から説明を受け監査を実施し、その結果については、次ページ以降に記載のとおりである。

なお、事務処理上の定例軽易な留意事項については、直接担当職員より説明を受けながら指導したので省略する。

(注)

- 1 文中及び表中の稼働率は、原則として小数点以下第2位を、平均年間走行距離、平均稼働日数、1日当たりの走行距離等は、原則として小数点以下点第1位を四捨五入により算出している。なお、構成比率(%)は合計を100%とするため、端数処理の関係上、内訳の合計及び同じ数字の構成比率が一致しない場合がある。
- 2 文中及び表中の金額は、原則として千円単位で表示し、単位未満は四捨五入により算出している。

## (1) 監査の実施状況

## ア 運行管理状況

## (ア) 庁用自動車の保有状況

表－1 部署別保有台数

(単位:台、%)

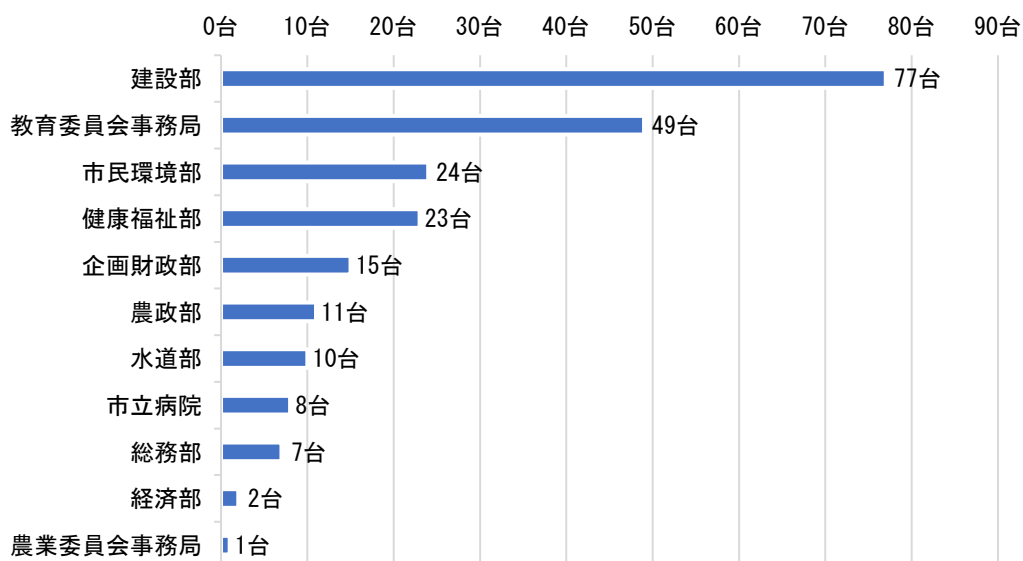
部署	台数 (所管部署)	使用形態	台数	構成比率
総務部			7	3.1
秘書課	6	所管課使用車	6	
防災対策室	1	所管課使用車	1	
企画財政部			15	6.6
企画室	1	所管課使用車	1	
財政課	9	所管課使用車	1	
		共用車	7	
		貸出車	1	
税務課	3	所管課使用車	3	
情報政策課	2	所管課使用車	2	
健康福祉部			23	10.1
福祉課	3	所管課使用車	3	
高齢介護課	9	所管課使用車	9	
健康づくり推進課	4	所管課使用車	4	
こども未来課	3	所管課使用車	3	
保護課	4	所管課使用車	4	
市民環境部			24	10.6
市民連携室	3	所管課使用車	3	
市民サービス課	1	所管課使用車	1	
保険年金課	3	所管課使用車	3	
北村支所	3	所管課使用車	3	
栗沢支所	2	所管課使用車	2	
環境保全課	4	所管課使用車	3	
		貸出車	1	
廃棄物対策課	8	所管課使用車	8	
農政部			11	4.8
農務課	3	所管課使用車	3	
農業基盤整備課	2	所管課使用車	2	
北村産業振興課	4	所管課使用車	3	
		貸出車	1	
栗沢産業振興課	2	所管課使用車	1	
		貸出車	1	

部 署	台数 (所管部署)	使用形態	台数	構成比率
経済部			2	0.9
商工労政課	1	所管課使用車	1	
観光物産振興課	1	所管課使用車	1	
建設部			77	34.0
建設管理課	1	所管課使用車	1	
遊水地建設室	1	所管課使用車	1	
土木課	56	所管課使用車	10	
		貸出車	46	
公園緑地環境課	13	所管課使用車	3	
		貸出車	10	
都市計画課	1	所管課使用車	1	
建築課	5	所管課使用車	5	
水道部			10	4.4
業務課	3	所管課使用車	3	
水道課	5	所管課使用車	5	
下水道課	2	所管課使用車	2	
農業委員会事務局			1	0.4
農業委員会事務局	1	所管課使用車	1	
教育委員会事務局			49	21.6
学校教育課	26	所管課使用車	6	
		貸出車	20	
指導室	4	所管課使用車	4	
学校給食課	12	所管課使用車	2	
		貸出車	10	
生涯教育課	4	所管課使用車	4	
図書館	2	所管課使用車	2	
緑陵高校	1	所管課使用車	1	
市立病院			8	3.5
管理課	4	共用車	4	
新病院整備室	1	所管課使用車	1	
栗沢病院	3	所管課使用車	3	
合 計	227			100.0

【所管課使用車】各所属において専用に使用される車両

【共用車】所管部署に限らず、複数の部署で共用する車両

【貸出車】特定の業務のため長期間にわたり貸し出す車両



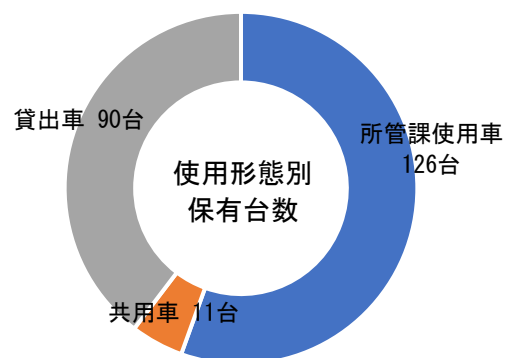
図－1 部署別保有台数

令和6年度末現在、本市が保有する庁用自動車は227台であり、部署別では建設部が77台で最も多く、全体の34.0%を占めている。次いで教育委員会事務局が49台（21.6%）、市民環境部が24台（10.6%）となっている。

建設部及び教育委員会事務局では貸出車の比率が高く、それぞれ77台中56台、49台中30台が貸出車となっている。特に建設部土木課では貸出車（除排雪機械等）が46台と多く、豪雪地帯である本市の地域特性を反映したものとなっている。

表－2 使用形態別保有台数

使用形態	台数	構成比率
所管課使用車	126台	55.6%
共用車	11台	4.8%
貸出車	90台	39.6%
合計	227台	100.0%



図－2

使用形態別の内訳は、所管課使用車126台、貸出車90台、共用車11台となっている。所管課使用車が全体の55.6%を占める一方、共用車は全体の4.8%にとどまっている。

貸出車の台数が39.6%を占めていることから、6ページ以降の集計においては、部署別等に整理した上で、所管課使用車及び共用車と貸出車を区分して記載している。

表-3 種別・用途別保有台数

(単位:台、%)

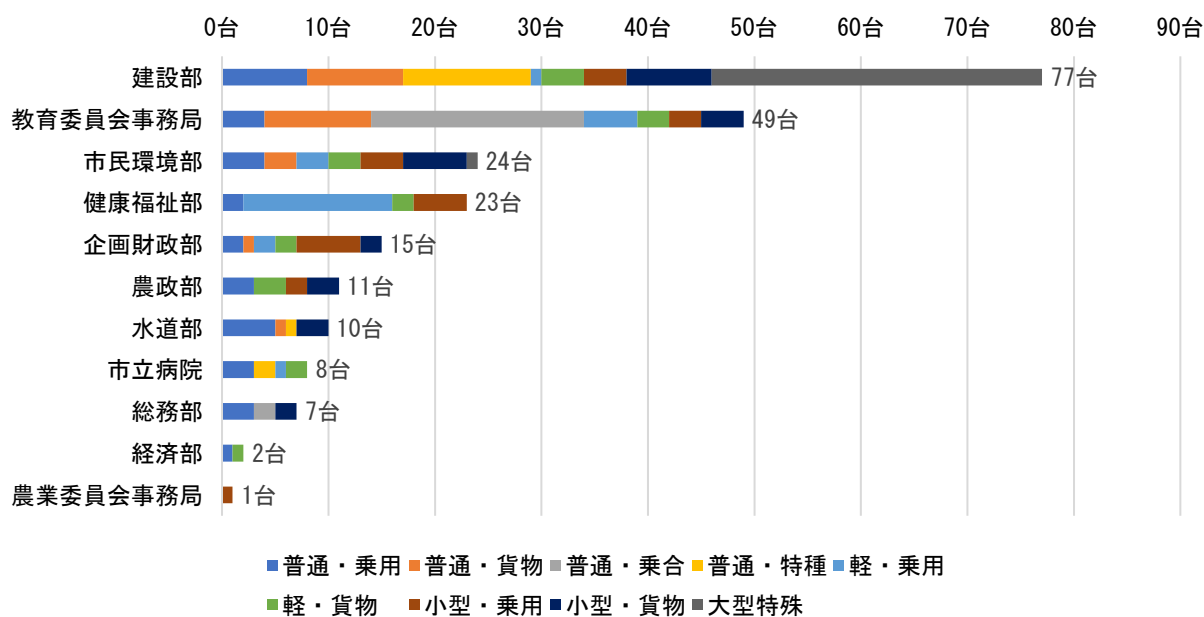
種別 用途 部署	普通・乗用	普通・貨物	普通・乗合	普通・特種	小型・乗用	小型・貨物	軽・乗用	軽・貨物	大型特殊	小計	合計	
	使用形態											
	所管課使用車及び共用車											
総務部	3		2			2					7	
企画財政部	2	1			6	1	2	2			14	
健康福祉部	2				5		14	2			23	
市民環境部	4	3			4	6	3	2	1		23	
農政部	3				2	2		2			9	
経済部	1							1			2	
建設部	8	2		3	3	3	1	1			21	
水道部	5	1		1		3					10	
農業委員会 事務局					1						1	
教育委員会 事務局	4				3	4	5	3			19	
市立病院	3			2			1	2			8	
小計	35	7	2	6	24	21	26	15	1		137	
構成比率	15.4	3.1	0.9	2.6	10.6	9.3	11.5	6.6	0.4		60.4	
	使用形態											
	貸出車											
総務部											0	7
企画財政部						1					1	15
健康福祉部											0	23
市民環境部								1			1	24
農政部						1		1			2	11
経済部											0	2
建設部		7		9	1	5		3	31		56	77
水道部											0	10
農業委員会 事務局											0	1
教育委員会 事務局		10	20								30	49
市立病院											0	8
小計	0	17	20	9	1	7	0	5	31		90	
構成比率	0.0	7.4	8.8	4.0	0.4	3.1	0.0	2.2	13.7		39.6	
合計	35	24	22	15	25	28	26	20	32			227
構成比率	15.4	10.5	9.7	6.6	11.0	12.4	11.5	8.8	14.1			100.0

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。

※ 種別・用途の定義（道路運送車両法に基づく）

表 記	区 分	大きさ（m）			エンジンの総排気量（cc）
		長さ	幅	高さ	
普通	普通自動車	小型自動車の規格を超えるもの			2,000 超
小型	小型自動車	4.7 以下	1.7 以下	2.0 以下	660 超 2,000 以下
軽	軽自動車	3.4 以下	1.48 以下	2.0 以下	660 以下

表 記	定 義
大型特殊	走行や運搬よりも、その作業機を使うことが目的の自動車で、車両の大きさにより、小型と大型に分類される。
乗用	人の輸送を主な用途の自動車で、乗車定員 10 人以下のもの。
貨物	荷物の輸送を主な用途とする自動車。
乗合	人の輸送を主な用途とする自動車で、乗車定員 11 人以上のもの。
特種	主たる使用目的が特種である自動車であって、定められた構造及び装置等の要件の全てを満たすもの。



図－3 種別・用途別保有台数

種別・用途別では、普通・乗用が 35 台（15.4%）で最も多く、次いで大型特殊が 32 台（14.1%）、小型・貨物が 28 台（12.4%）、軽・乗用が 26 台（11.5%）となっている。

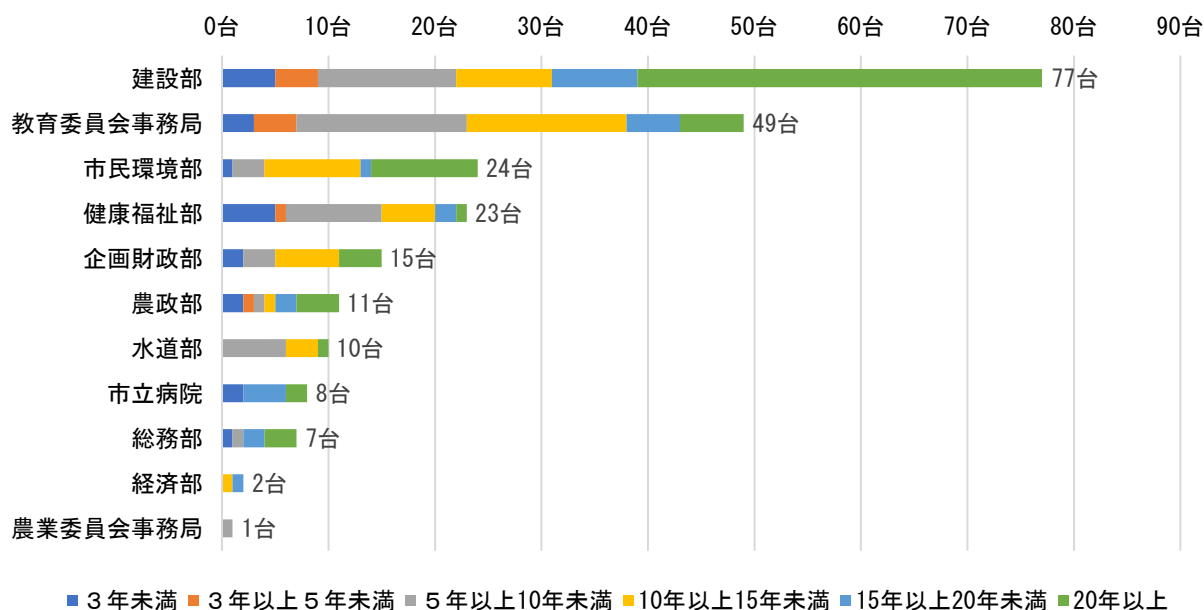
使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車 137 台（60.4%）では、小型・乗用と軽・乗用が合計 50 台で所管課使用車及び共用車の 36.5%を占めており、職員が汎用的に使用する車両の小型化が進んでいる。一方、貸出車 90 台（39.6%）では、大型特殊が 31 台、普通・乗合が 20 台、普通・貨物が 17 台となっており、上位 3 種類で貸出車の 75.6%を占めている。特に建設部の道路・公園維持管理業務や教育委員会事務局のスクールバス運行業務など、特定業務に特化した保有状況となっている。

表-4 経過年数別保有台数

(単位:台、%)

経過年数 部署	3年未満	3年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上	小計	合計	
使用形態	所管課使用車及び共用車								
総務部	1		1		2	3	7		
企画財政部	2		3	6		3	14		
健康福祉部	5	1	9	5	2	1	23		
市民環境部			3	9	1	10	23		
農政部	2	1	1	1	2	2	9		
経済部				1	1		2		
建設部	4	3	4	2	2	6	21		
水道部			6	3		1	10		
農業委員会事務局			1				1		
教育委員会事務局	1		7	7	4		19		
市立病院	2				4	2	8		
小計	17	5	35	34	18	28	137		
構成比率	7.5	2.2	15.4	15.0	7.9	12.4	60.4		
使用形態	貸出車								
総務部							0		7
企画財政部						1	1		15
健康福祉部							0		23
市民環境部	1						1		24
農政部						2	2		11
経済部							0		2
建設部	1	1	9	7	6	32	56	77	
水道部							0	10	
農業委員会事務局							0	1	
教育委員会事務局	2	4	9	8	1	6	30	49	
市立病院							0	8	
小計	4	5	18	15	7	41	90		
構成比率	1.7	2.2	7.9	6.6	3.1	18.1	39.6		
合計	21	10	53	49	25	69		227	
構成比率	9.2	4.4	23.3	21.6	11.0	30.5		100.0	

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。



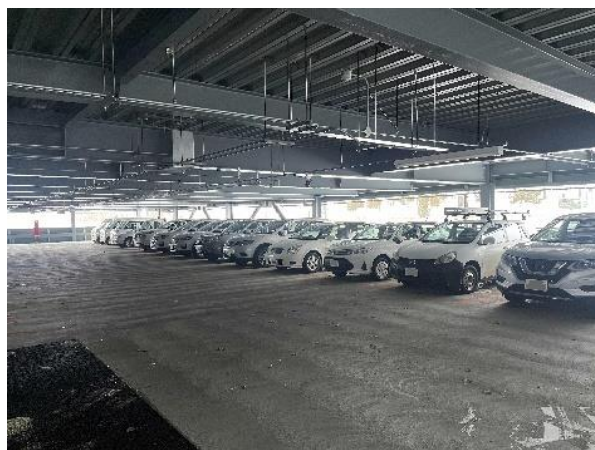
図－4 経過年数別保有台数

経過年数別では、20年以上の車両が69台で最も多く、全体の30.5%を占めている。次いで5年以上10年未満が53台（23.3%）、10年以上15年未満が49台（21.6%）となっており、経過年数10年以上の車両が合計143台と全体の63.0%を占めている。

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、5年以上10年未満が35台で最も多く、次いで10年以上15年未満が34台となっており、5年以上15年未満の車両で所管課使用車及び共用車の50.4%を占めている。一方、貸出車（90台）では、20年以上が41台と突出して多く、貸出車全体の45.6%を占めている。

また、20年以上経過した車両69台のうち、25年以上経過した車両が38台あり、その使用形態別の内訳は、所管課使用車及び共用車が13台、貸出車が25台となっている。

市役所本庁舎立体駐車場（R5完成）の保管状況

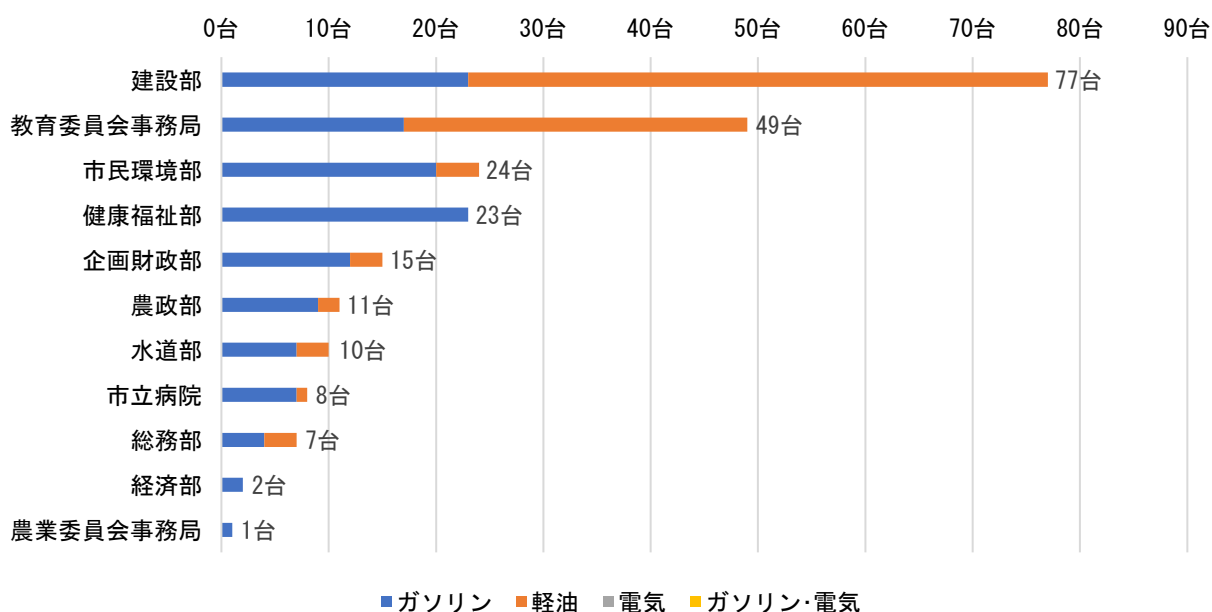


【69台保管】

表－5 動力源別保有台数

(単位:台、%)

部 署	ガソリン	軽油	電気	電気・ガソリン	合 計
総務部	1	3		3	7
企画財政部	11	3		1	15
健康福祉部	23				23
市民環境部	19	4		1	24
農政部	9	2			11
経済部	2				2
建設部	21	54		2	77
水道部	7	3			10
農業委員会事務局	1				1
教育委員会事務局	16	32		1	49
市立病院	7	1			8
合 計	117	102	0	8	227
構成比率	51.6	44.9	0.0	3.5	100.0



図－5 動力源別保有台数

動力源別では、ガソリン車が117台(51.6%)で最も多く、次いで軽油車が102台(44.9%)となっており、この2種類が96.5%を占めている。電気・ガソリンのハイブリッド車が8台(3.5%)、電気自動車(EV)は0台となっている。

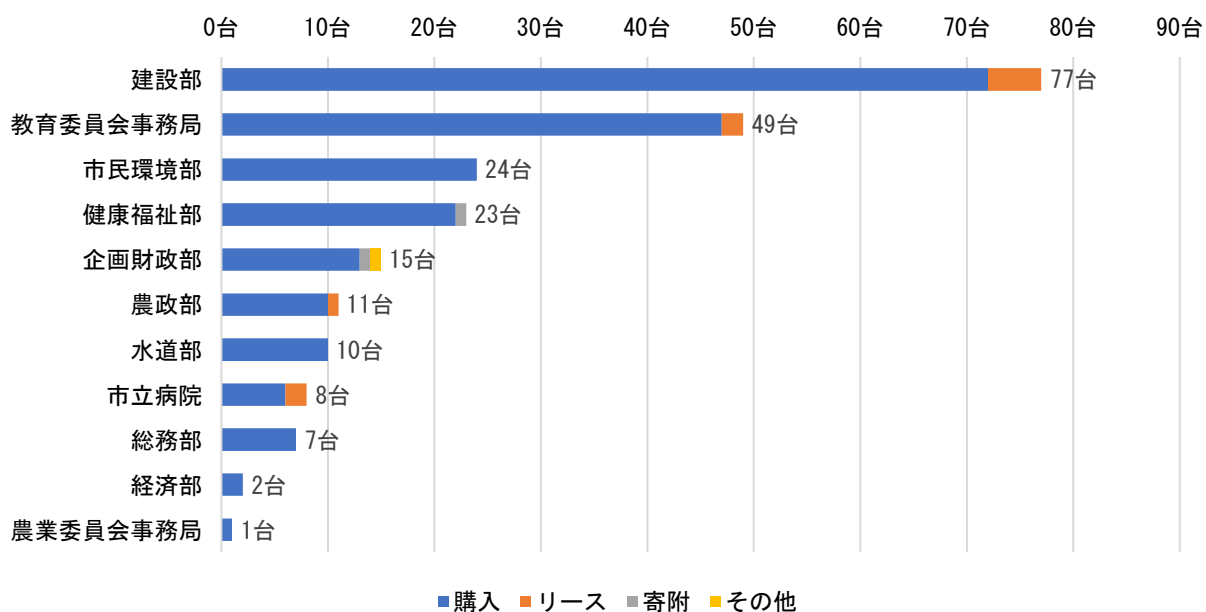
部署別にみると、ガソリン車は健康福祉部23台、建設部21台、市民環境部19台、教育委員会事務局16台など、幅広い部署に配置されている。一方、軽油車は建設部54台、教育委員会事務局32台に集中しており、この2部署で軽油車全体の84.3%を占めている。

また、近年のリース車両において、次世代自動車であるハイブリッド車が導入されている状況が確認できたものの、ハイブリッド車の導入は全体の3.5%にとどまっている。

表－6 取得方法別保有台数

(単位:台、%)

取得方法 部 署	購 入	リ ー ス	寄 付	そ の 他	合 計
総務部	7				7
企画財政部	13		1	1	15
健康福祉部	22		1		23
市民環境部	24				24
農政部	10	1			11
経済部	2				2
建設部	72	5			77
水道部	10				10
農業委員会事務局	1				1
教育委員会事務局	47	2			49
市立病院	6	2			8
合 計	214	10	2	1	227
構成比率	94.3	4.4	0.9	0.4	100.0



図－6 取得方法別保有台数

取得方法別では、購入が214台で94.3%を占め、次いでリース10台(4.4%)、寄付2台(0.9%)、その他1台(0.4%)となっている。

部署別にみると、建設部では購入72台、リース5台、教育委員会事務局では購入が47台、リース2台、市民環境部では購入24台となっており、購入による取得が基本であり、リース車の導入は限定的である。

また、寄付により取得した車両が企画財政部で1台、健康福祉部で1台となっており、健康福祉部の1台については、日本赤十字社からの寄付によるものである。

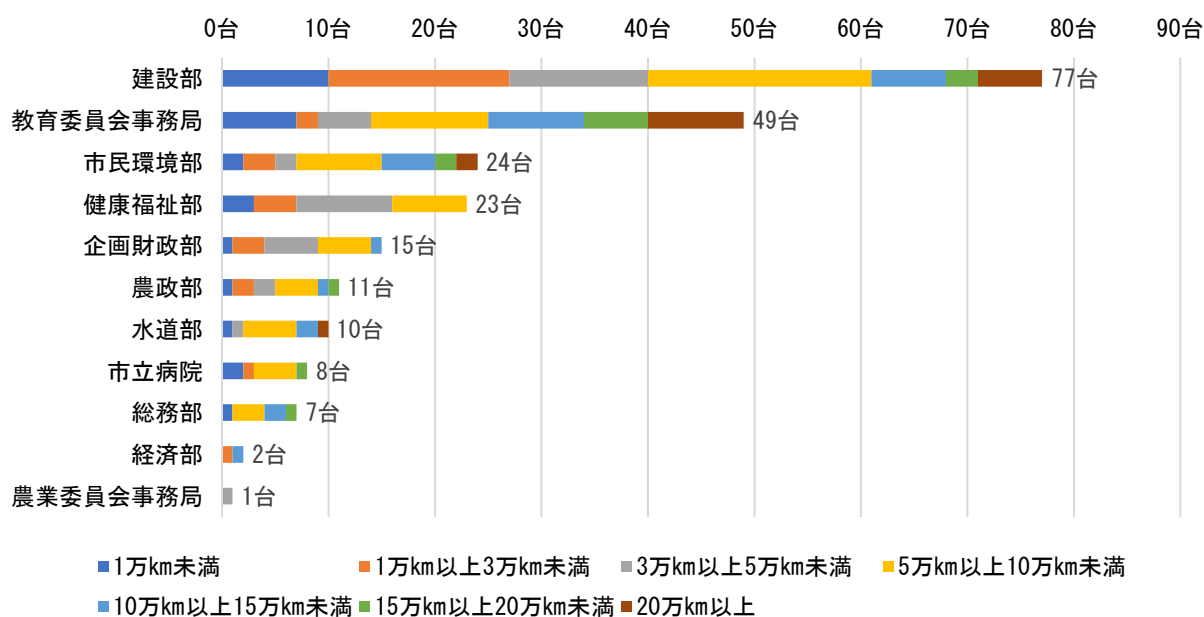
## (イ) 庁用自動車の使用状況

表－7 総走行距離別及び年間走行距離状況

(単位：台、km)

総走行 距離 部署	1 万 km 未 満	1 万 km 以 上 3 万 km 未 満	3 万 km 以 上 5 万 km 未 満	5 万 km 以 上 10 万 km 未 満	10 万 km 以 上 15 万 km 未 満	15 万 km 以 上 20 万 km 未 満	20 万 km 以 上	合 計 A	年 間 走 行 距 離 B	令 和 6 年 度 B	年 間 走 行 距 離 B / A
	使用形態	所管課使用車及び共用車									
総務部	1			3	2	1		7	30,140		4,306
企画財政部	1	3	5	5				14	49,478		3,534
健康福祉部	3	4	9	7				23	76,545		3,328
市民環境部	2	2	2	8	5	2	2	23	137,732		5,988
農政部	1	2	2	2	1	1		9	43,084		4,787
経済部		1			1			2	6,116		3,058
建設部	1	5	3	6	3	1	2	21	137,063		6,527
水道部	1		1	5	2		1	10	72,538		7,254
農業委員会事務局			1					1	7,482		7,482
教育委員会事務局	6		4	4	5			19	103,459		5,445
市立病院	2	1		4		1		8	23,851		2,981
小計	18	18	27	44	19	6	5	137	687,488		5,018
構成比率	8.0	8.0	11.9	19.3	8.4	2.6	2.2	60.4			
使用形態	貸出車										
総務部								0	0		0
企画財政部					1			1	4,446		4,446
健康福祉部								0	0		0
市民環境部		1						1	5,598		5,598
農政部				2				2	3,147		1,574
経済部								0	0		0
建設部	9	12	10	15	4	2	4	56	105,308		1,881
水道部								0	0		0
農業委員会事務局								0	0		0
教育委員会事務局	1	2	1	7	4	6	9	30	420,105		14,004
市立病院								0	0		0
小計	10	15	11	24	9	8	13	90	538,604		5,984
構成比率	4.4	6.6	4.8	10.6	4.0	3.5	5.7	39.6			
合計	28	33	38	68	28	14	18	227	1,226,092		5,401
構成比率	12.4	14.6	16.7	29.9	12.4	6.1	7.9	100.0			

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。



図－7 総走行距離別保有台数

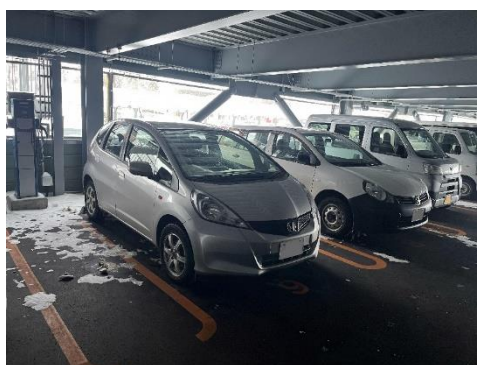
総走行距離別では、5万km以上10万km未満が68台（29.9%）で最も多く、次いで3万km以上5万km未満が38台（16.7%）、1万km以上3万km未満が33台（14.6%）となっている。令和6年度の年間走行距離は全体で1,226,092km、1台当たりの平均年間走行距離は5,401kmとなっている。

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、年間走行距離687,488km、平均5,018km/台となっているが、平均を下回る部署が監査対象11部署中6部署あり、部署間で走行距離に差がみられる。部署別の平均年間走行距離では、農業委員会事務局が7,482km/台で最も多く、次いで水道部が7,254km/台、建設部が6,527km/台となっており、現場業務の多い部署で走行距離が長い傾向となっている。

貸出車（90台）では、年間走行距離は538,604km、平均5,984km/台となっており、特に教育委員会事務局が年間走行距離420,105km、平均14,004km/台と多くなっている。一方、建設部は平均1,881km/台と低く、除排雪機械特有の季節的な使用実態を反映している。

また、貸出車において、令和6年度の年間走行距離0kmの車両が12台確認され、いずれも故障時に備えた予備車として保有しているものである。

小型・乗用【共用車・購入】



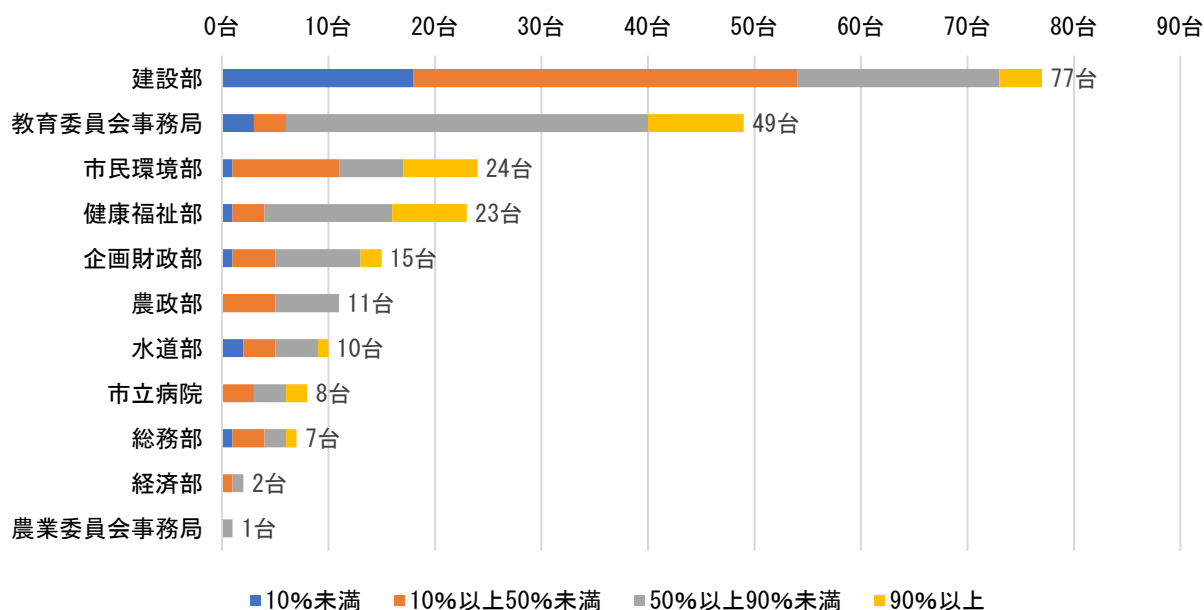
表－8 稼働率別保有台数

(単位：台、日、%、km、km/日)

稼働 状況  部 署	稼働率 10%未満	稼働率 10%以上 50%未満	稼働率 50%以上 90%未満	稼働率 90%以上	台 数 A	令 和 6 年 度 稼 働 日 数 B	1 台 当 た り 平 均 稼 働 日 数 C = B ÷ A	1 台 当 た り 平 均 稼 働 率 C ÷ 243 日 × 100	令 和 6 年 度 年 間 走 行 距 離 D	走 行 距 離 D ÷ B  (参考) 1日当 たりの
	使用形態	所管課使用車及び共用車								
総務部	1	3	2	1	7	777	111	45.7	30,140	39
企画財政部	1	4	7	2	14	1,833	131	53.9	49,478	27
健康福祉部	1	3	14	5	23	3,885	169	69.5	76,545	20
市民環境部	1	9	8	5	23	3,429	149	61.3	137,732	40
農政部		3	6		9	1,346	150	61.7	43,084	32
経済部		1	1		2	286	143	58.8	6,116	21
建設部		4	14	3	21	3,760	179	73.7	137,063	36
水道部	2	3	4	1	10	1,232	123	50.6	72,538	59
農業委員会事務局			1		1	200	200	82.3	7,482	37
教育委員会事務局		2	13	4	19	3,469	183	75.3	103,459	30
市立病院		3	3	2	8	1,120	140	57.6	23,851	21
小 計	6	35	73	23	137	21,337	156	64.2	687,488	32
構成比率	2.6	15.5	32.2	10.1	60.4					
使用形態	貸 出 車									
総務部						0	0	0.0	0	0
企画財政部			1		1	147	147	60.5	4,446	30
健康福祉部						0	0	0.0	0	0
市民環境部				1	1	228	228	93.8	5,598	25
農政部		2			2	176	88	36.2	3,147	18
経済部						0	0	0.0	0	0
建設部	18	31	6	1	56	2,787	50	20.6	105,308	38
水道部						0	0	0.0	0	0
農業委員会事務局						0	0	0.0	0	0
教育委員会事務局	3	1	21	5	30	5,564	185	76.1	420,105	76
市立病院						0	0	0.0	0	0
小 計	21	34	28	7	90	8,902	99	40.7	538,604	61
構成比率	9.3	14.9	12.3	3.1	39.6					
合 計	27	69	101	30	227	30,239	133	54.7	1,226,092	41
構成比率	11.9	30.4	44.5	13.2	100.0					

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。

※ 稼働率は、令和 6 年度の開庁日 (243 日) により算出している。



図－8 稼働率別保有台数

令和6年度の稼働状況は、稼働率50%以上90%未満が101台で最も多く、全体の44.5%を占めている。次いで稼働率10%以上50%未満が69台(30.4%)、稼働率90%以上が30台(13.2%)、稼働率10%未満が27台(11.9%)となっている。全体の平均稼働率は54.7%、平均稼働日数は133日であり、年間(243日)の約半分の稼働となっている。

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車(137台)の平均稼働率は64.2%、平均稼働日数は156日となっている。部署別では、農業委員会事務局が稼働率82.3%(200日)で最も高く、次いで教育委員会事務局が稼働率75.3%(183日)、建設部が73.7%(179日)となっている。

貸出車(90台)の平均稼働率は40.7%、平均稼働日数は99日となっている。市民環境部が平均稼働率93.8%、平均稼働日数228日で最も高く、次いで教育委員会事務局が平均稼働率76.1%、平均稼働日数185日となっている。

また、建設部の貸出車56台のうち18台が稼働率10%未満となっており、除排雪機械特有の季節的な使用実態を反映している。

除雪機械車庫(R5完成)の保管状況



【15台保管】

日の出車両格納庫(R6完成)保管状況



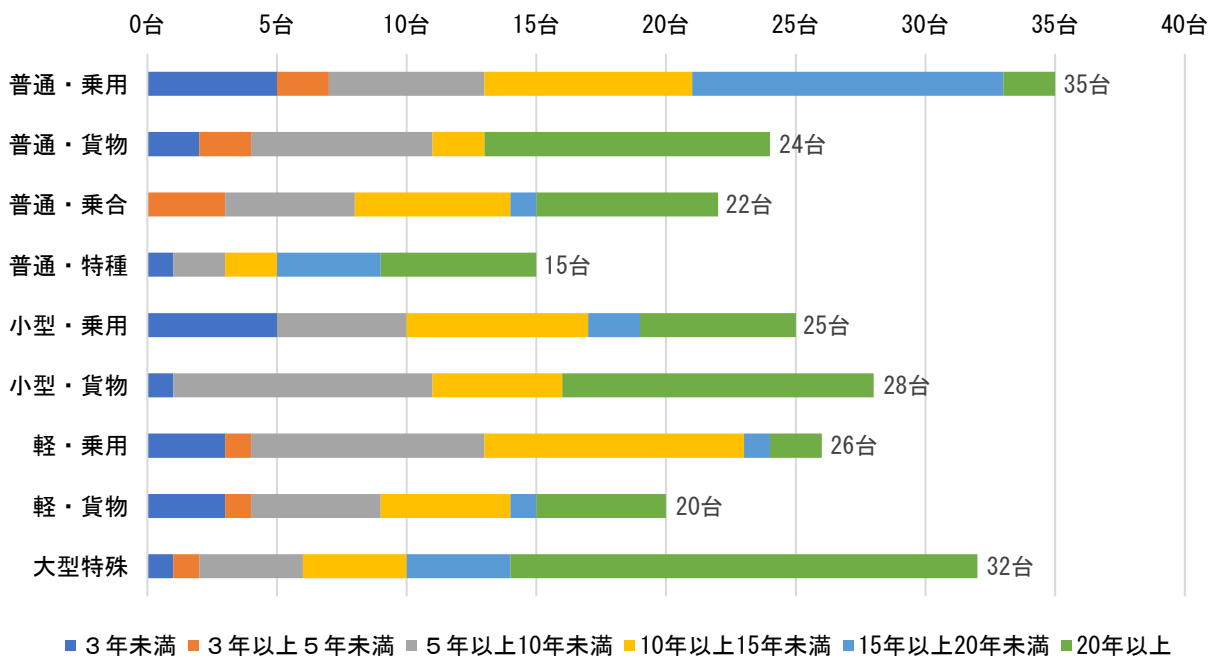
【15台保管】

表－9 種別・用途別の経過年数別保有台数

(単位:台)

種別 用途	経過 年数	3 年未 満	3 年以 上5 年未 満	5 年以 上10 年未 満	10 年以 上15 年未 満	15 年以 上20 年未 満	20 年以 上	小 計	構 成比 率	合 計	構 成比 率		
使用形態	所管課使用車及び共用車												
普通・乗用	5	2	6	8	12	2	35	15.4					
普通・貨物		1	1			5	7	3.1					
普通・乗合						2	2	0.9					
普通・特種	1		1		2	2	6	2.6					
小型・乗用	5		5	7	2	5	24	10.6					
小型・貨物	1		9	4		7	21	9.3					
軽・乗用	3	1	9	10	1	2	26	11.5					
軽・貨物	2	1	4	5	1	2	15	6.6					
大型特殊						1	1	0.4					
小 計	17	5	35	34	18	28	137	60.4					
構成比率	7.5	2.2	15.4	15.0	7.9	12.4	60.4						
使用形態	貸 出 車												
普通・乗用							0	0.0	35			15.4	
普通・貨物	2	1	6	2		6	17	7.4	24			10.5	
普通・乗合		3	5	6	1	5	20	8.8	22			9.7	
普通・特種			1	2	2	4	9	4.0	15			6.6	
小型・乗用						1	1	0.4	25			11.0	
小型・貨物			1	1		5	7	3.1	28			12.4	
軽・乗用							0	0.0	26			11.5	
軽・貨物	1		1			3	5	2.2	20			8.8	
大型特殊	1	1	4	4	4	17	31	13.7	32	14.1			
小 計	4	5	18	15	7	41	90	39.6					
構成比率	1.7	2.2	7.9	6.6	3.1	18.1	39.6						
合 計	21	10	53	49	25	69			227	100.0			
構成比率	9.2	4.4	23.3	21.6	11.0	30.5							

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。



図－9 種別・用途別の経過年数別保有台数

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、普通・乗用35台のうち20年以上が2台と比較的少なく、15年以上20年未満が12台となっている。

小型・乗用（24台）では、10年以上15年未満が7台で最も多く、次いで3年未満、5年以上10年未満、20年以上がそれぞれ5台となっており、比較的均等な保有状況となっている。

小型・貨物（21台）では、5年以上10年未満が9台と最も多く、次いで20年以上経過が7台となっている。

軽・乗用（26台）では、10年以上15年未満が10台で最も多く、次いで5年以上10年未満が9台となっており、5年以上15年未満の車両が軽・乗用の73.1%を占めている。一方、軽・貨物（15台）については、新しい車両も多く車両の更新が進んでいる状況となっている。

貸出車（90台）では、普通・乗合（20台）のうち、10年以上15年未満が6台で最も多く、次いで5年以上10年未満、20年以上がそれぞれ5台となっている。

普通・貨物（17台）では、5年以上10年未満、20年以上がそれぞれ6台となっており、次いで3年未満、10年以上15年未満が同数の2台となっている。

大型特殊（31台）では、20年以上経過した車両が17台で最も多く、大型特殊の54.8%を占めており、今後の維持管理費用の増加が懸念される。

表-10 種別・用途別の総走行距離別保有台数

(単位:台、km、%)

種別 用途	総走行距離								合計 A	令和6年度年間走行距離 B	1台当たり平均年間走行距離 B/A
	1万km未満	1万km以上3万km未満	3万km以上5万km未満	5万km以上10万km未満	10万km以上15万km未満	15万km以上20万km未満	20万km以上				
使用形態	所管課使用車及び共用車										
普通・乗用	5	4	2	14	7	3		35	187,177	5,348	
普通・貨物		2	1	3			1	7	33,750	4,821	
普通・乗合					2			2	8,081	4,041	
普通・特種	1	2		1		1	1	6	27,955	4,659	
小型・乗用	4	4	5	8	3			24	104,448	4,352	
小型・貨物	2		2	7	5	2	3	21	188,433	8,973	
軽・乗用	3	4	11	6	2			26	83,905	3,227	
軽・貨物	3	2	5	5				15	53,734	3,582	
大型特殊			1					1	5	5	
小計	18	18	27	44	19	6	5	137	687,488	5,018	
構成比率	8.0	8.0	11.9	19.3	8.4	2.6	2.2	60.4			
使用形態	貸出車										
普通・乗用								0	0	0	
普通・貨物	1	2	2	6	1	1	4	17	119,002	7,000	
普通・乗合			1	1	4	6	8	20	329,237	16,462	
普通・特種			2	4	3			9	26,129	2,903	
小型・乗用						1		1	3,600	3,600	
小型・貨物		1	2	2	1		1	7	23,519	3,360	
軽・乗用								0	0	0	
軽・貨物	1	2		2				5	15,231	3,046	
大型特殊	8	10	4	9				31	21,886	706	
小計	10	15	11	24	9	8	13	90	538,604	5,984	
構成比率	4.4	6.6	4.8	10.6	4.0	3.5	5.7	39.6			
合計	28	33	38	68	28	14	18	227	1,226,092	5,401	
構成比率	12.4	14.6	16.7	29.9	12.4	6.1	7.9	100.0			

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。

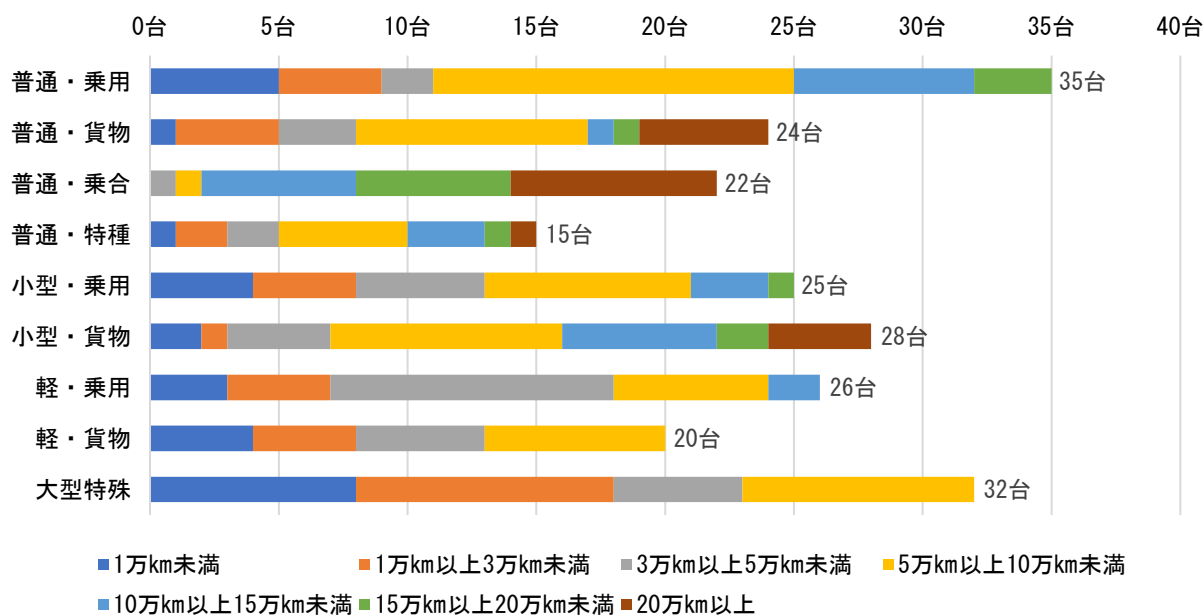


図-10 種別・用途別の総走行距離別保有台数

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、小型・貨物が平均8,973km/台で最も多く、次いで普通・乗用が平均5,348km/台、普通・貨物が平均4,821km/台、普通・特種が平均4,659km/台となっている。

貸出車（90台）では、普通・乗合が平均16,462km/台と突出して高く、普通・貨物が平均7,000km/台、小型・乗用が平均3,600km/台、小型・貨物が平均3,360km/台、軽・貨物が平均3,046km/台となっている。

また、大型特殊は平均706km/台となっており、除排雪機械特有の季節的使用実態を反映している。

総走行距離20万km以上の車両（18台）の使用形態別の内訳では、所管課使用車及び共用車が5台、貸出車が13台となっており、貸出車の長期使用による走行距離の累積が顕著である。

小型・貨物【所管課使用車・購入】



普通・乗用【所管課使用車・リース】



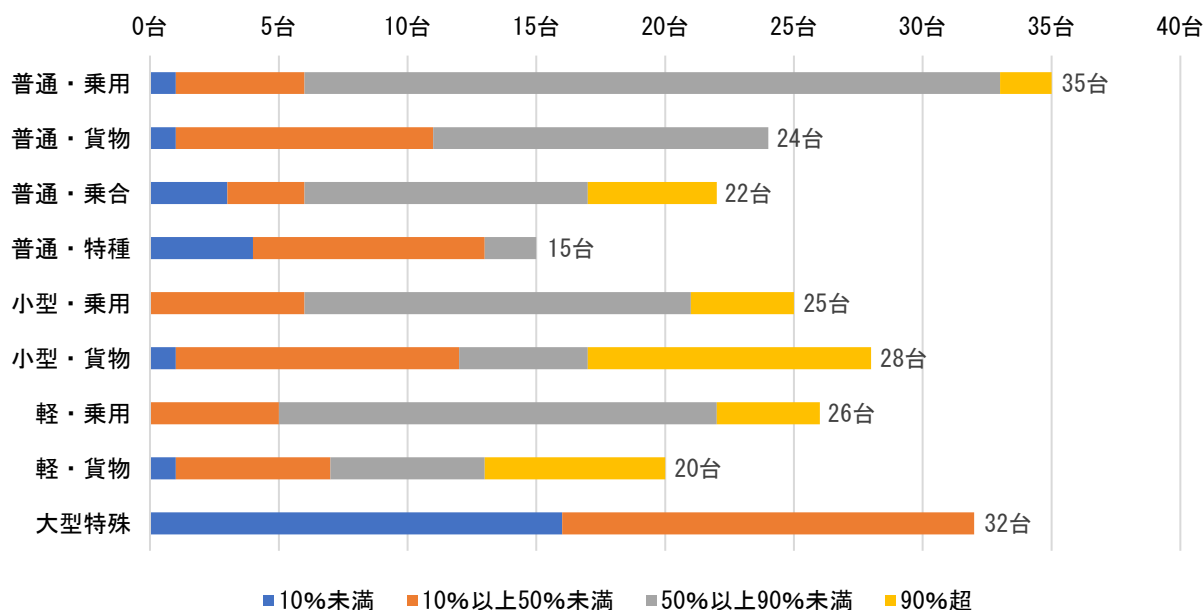
[ハイブリッド車]

表-11 種別・用途別の稼働率別保有台数

(単位：台、日、%、km、km/日)

稼働 状況  種別 用途	稼働率 10%未 満	稼働率 10%以 上50%未 満	稼働率 50%以 上90%未 満	稼働率 90%以 上	台 数 A	令 和 6 年 度 稼 働 日 数 B	1 台 当 た り 平 均 稼 働 日 数 C = B ÷ A	1 台 当 た り 平 均 稼 働 率 C ÷ 243 日 × 100	令 和 6 年 度 年 間 走 行 距 離 D	1 日 当 た り の 走 行 距 離 D ÷ B
	使用形態	所管課使用車及び共用車								
普通・乗用	1	5	27	2	35	5,677	162	66.7	187,177	33
普通・貨物	1	3	3		7	762	109	44.9	33,750	44
普通・乗合		2			2	89	45	18.5	8,081	91
普通・特種	1	3	2		6	613	102	42.0	27,955	46
小型・乗用		5	15	4	24	4,038	168	69.1	104,448	26
小型・貨物	1	7	2	11	21	3,670	175	72.0	188,433	51
軽・乗用		5	18	3	26	4,270	164	67.5	83,905	20
軽・貨物	1	5	6	3	15	2,212	147	60.5	53,734	24
大型特殊	1				1	6	6	2.5	5	1
小計	6	35	73	23	137	21,337	156	64.2	687,488	32
構成比率	2.6	15.5	32.2	10.1	60.4					
使用形態	貸出車									
普通・乗用					0	0	0	0.00	0	0
普通・貨物		6	11		17	2,365	139	57.2	119,002	50
普通・乗合	3	1	11	5	20	3,579	179	73.7	329,237	92
普通・特種	3	6			9	311	35	14.4	26,129	84
小型・乗用			1		1	173	173	71.2	3,600	21
小型・貨物		4	3		7	773	110	45.3	23,519	30
軽・乗用					0	0	0	0.0	0	0
軽・貨物		1	2	2	5	966	193	79.4	15,231	16
大型特殊	15	16			31	735	24	9.9	21,886	30
小計	21	34	28	7	90	8,902	99	40.7	538,604	61
構成比率	9.3	14.9	12.3	3.1	39.6					
合計	27	69	101	30	227	30,239	133	54.7	1,226,092	41
構成比率	11.9	30.4	44.5	13.2	100.0					

※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。



図－11 種別・用途別の稼働率別保有台数

種別・用途別の稼働状況を使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車(137台)では、小型・貨物の平均稼働率 72.0% (平均稼働日数 175 日) で最も高く、次いで小型・乗用 69.1% (168 日)、軽・乗用 67.5% (164 日)、普通・乗用 66.7% (162 日) となっており、比較的高い稼働率となっている。一方、普通・乗合 18.5% (45 日)、大型特殊 2.5% (6 日) は低い稼働率となっている。

1日当たりの走行距離では、普通・乗合が 91km で最も多く、次いで小型・貨物が 51 km、普通・貨物が 44 km となっている。一方、大型特殊は 1km と極めて低く、軽・乗用 20km、軽・貨物 24km、小型・乗用 26km など、小型車や軽自動車は短距離移動が中心となっている。

貸出車(90台)では、軽・貨物の平均稼働率 79.4% (平均稼働日数 193 日) で最も高く、次いで普通・乗合 73.7% (179 日)、小型・乗用 71.2% (173 日) となっている。一方、大型特殊は平均稼働率が 9.9% (平均稼働日数 24 日) と低く、31 台のうち稼働率 10%未満が 15 台となっており、普通・特種 14.4% (35 日) も低い稼働率となっている。

1日当たりの走行距離では、普通・乗合が 92km で最も多く、次いで普通・特種が 84km、普通・貨物が 50 km となっている。一方、軽・貨物が 16 km と低く、小型・乗用 21 km、小型・貨物と大型特殊が 30 km で同数となっている。

また、稼働率 10%未満の車両 27 台の内訳をみると、貸出車の大型特殊が 15 台、普通・乗合が 3 台、普通・特種が 3 台などとなっており、貸出車に稼働率の低い車両が集中している。

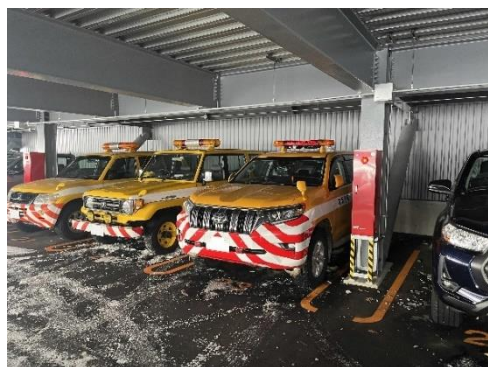
表-12 経過年数別の稼働率別保有台数

(単位:台、日、%)

稼働状況 経過年数	稼働率 10%未満	稼働率 10%以上 50%未満	稼働率 50%以上 90%未満	稼働率 90%以上	台 数 A	令和 6年度稼働日数 B	1台 当たり平均稼働日数 B÷A
	使用形態						
	所管課使用車及び共用車						
3年未満	2	2	11	2	17	2,656	156
3年以上5年未満		2	2	1	5	837	167
5年以上10年未満	1	2	20	12	35	6,830	195
10年以上15年未満		9	20	5	34	5,424	160
15年以上20年未満		4	12	2	18	2,800	156
20年以上	3	16	8	1	28	2,790	100
小計	6	35	73	23	137	21,337	156
構成比率	2.6	15.5	32.2	10.1	60.4		
	貸出車						
3年未満		1	2	1	4	601	150
3年以上5年未満		1	2	2	5	968	194
5年以上10年未満	1	6	9	2	18	2,562	142
10年以上15年未満	4	4	6	1	15	1,755	117
15年以上20年未満	2	4	1		7	402	57
20年以上	14	18	8	1	41	2,614	64
小計	21	34	28	7	90	8,902	99
構成比率	9.3	14.9	12.3	3.1	39.6		
合計	27	69	101	30	227	30,239	133
構成比率	11.9	30.4	44.5	13.2	100.0		

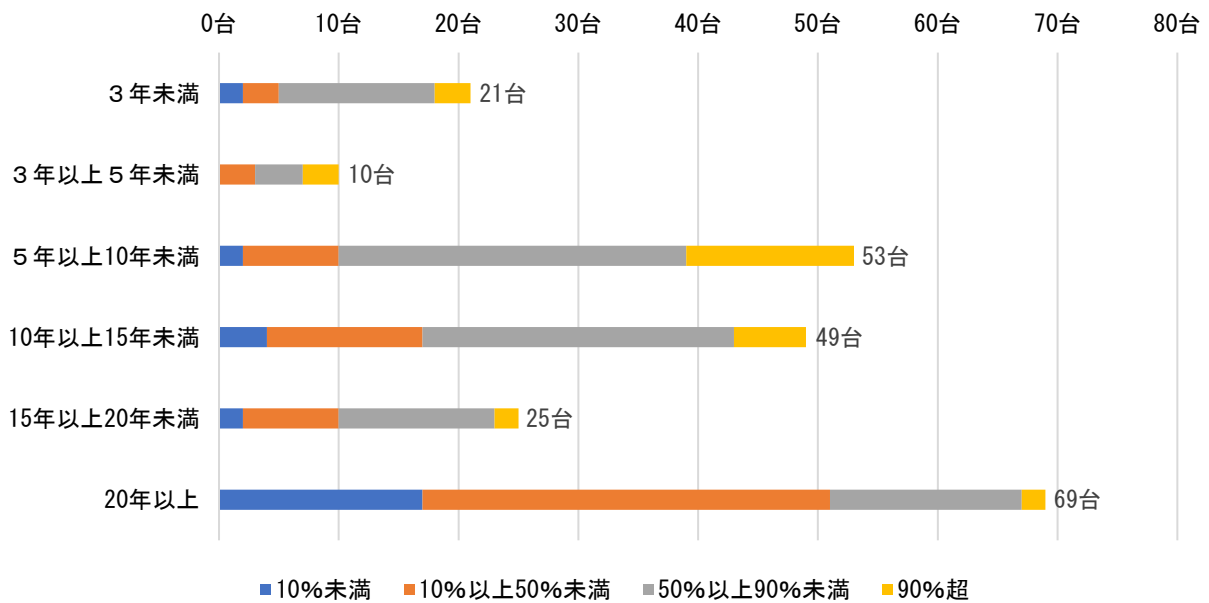
※ 構成比率は全体 227 台に対する割合を示す。

普通・特種【所管課使用車・購入】



普通・特種【所管課使用車・購入】





図－12 経過年数別の稼働率別保有台数

経過年数別の稼働状況では、全体の平均稼働日数は133日/台となっているが、経過年数によって稼働状況に大きな差が生じている。所管課使用車及び共用車（137台）の平均稼働日数156日/台に対し、貸出車（90台）は99日/台と大きく下回っており、特に経過年数の長い貸出車の低稼働が顕著となっている。

使用形態別にみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、5年以上10年未満が平均稼働日数195日/台で最も多い、次いで3年以上5年未満が167日/台となっており、比較的新しい車両の稼働率が高い傾向にある。一方、20年以上経過した車両28台の平均稼働日数は100日/台と低く、稼働率10%未満が3台、稼働率10%以上50%未満が16台と、稼働率50%未満が19台で、20年以上経過した車両の67.9%を占めている。

貸出車（90台）の経過年数別稼働状況では、3年以上5年未満の車両が平均稼働日数194日/台で最も多く、次いで3年未満150日/台、5年以上10年未満142日/台となっている。

経過年数と稼働率の関係をみると、所管課使用車及び共用車（137台）では、5年以上10年未満の車両35台のうち稼働率50%以上が32台、10年以上15年未満の車両34台のうち稼働率50%以上が25台と高い稼働率となっている。一方、20年以上経過した車両28台では、稼働率50%以上が9台となっており、経過年数に伴い稼働率が低下する傾向がみられる。

貸出車（90台）では、20年以上経過した車両41台のうち、稼働率10%以上50%未満が18台と最も多く、次いで稼働率10%未満が14台、稼働率50%以上が9台となっており、低稼働の車両が顕著である。

稼働率10%未満の車両27台の経過年数別内訳では、20年以上が14台（貸出車）で最も多く、次いで10年以上15年未満4台（貸出車）、20年以上3台（所管課使用車及び共用車）、15年以上20年未満2台（貸出車）となっており、老朽化した貸出車に稼働率の低い車両が集中している。

表-13(1) 維持管理費の状況【所管課使用車及び共用車】 (単位：千円、台、%)

費目等 部署	需要費		役務費		使用料 及び 賃借料
	燃料費	修繕料	手数料	保険料	
使用形態	所管課使用車及び共用車				
総務部	737	1,103	361	71	0
企画財政部	643	501	378	135	0
健康福祉部	1,046	1,147	425	158	0
市民環境部	2,713	1,907	903	305	0
農政部	651	687	306	114	384
経済部	121	190	66	35	0
建設部	2,705	612	433	143	2,065
水道部	1,384	404	452	286	1,510
農業委員会事務局	110	5	11	0	0
教育委員会事務局	1,742	1,020	572	215	861
市立病院	486	25	51	89	367
合計	12,338	7,601	3,958	1,551	5,187
構成比率	35.4	21.8	11.3	4.4	14.9

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

表-13(2) 維持管理費の状況【所管課使用車及び共用車】 (単位：千円、台、%)

費目等 部署	公課費 (自動車重量税)	その他 費用	合計	台数	1台あたり 平均 維持管理費
総務部	156	325	2,753	7	393
企画財政部	157	468	2,282	14	163
健康福祉部	105	434	3,315	23	144
市民環境部	358	234	6,420	23	279
農政部	136	5	2,283	9	254
経済部	41	19	472	2	236
建設部	160	351	6,469	21	308
水道部	150	554	4,740	10	474
農業委員会事務局	0	0	126	1	126
教育委員会事務局	254	308	4,972	19	262
市立病院	50	0	1,068	8	134
合計	1,567	2,698	34,900	137	255
構成比率	4.5	7.7	100.0		

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

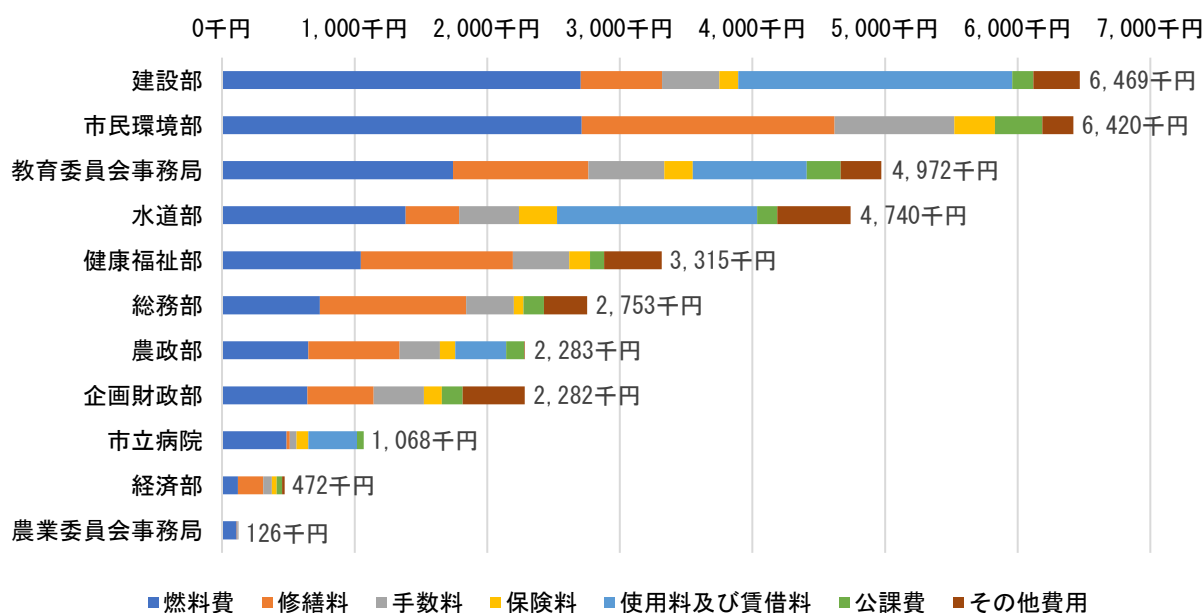


図-13 維持管理費の状況【所管課使用車及び共用車】

令和6年度における所管課使用車及び共用車（137台）の維持管理費は、総額34,900千円、1台当たりの平均維持管理費は255千円となっている。費目別の内訳は、燃料費12,338千円（35.4%）が最も多く、次いで修繕料7,601千円（21.8%）、使用料及び賃借料5,187千円（14.9%）となっており、燃料費と修繕料の合計19,939千円で全体の57.1%を占めている。

部署別にみると、建設部が6,469千円（18.5%）で最も高く、次いで市民環境部が6,420千円（18.4%）、教育委員会事務局が4,972千円（14.2%）、水道部が4,740千円（13.6%）となっており、上位4部署で合計22,601千円、全体の64.7%を占めている。

1台当たりの平均維持管理費では、水道部が474千円で最も高く、全体平均255千円/台の1.86倍となっている。次いで総務部が393千円/台（1.54倍）、建設部が308千円/台（1.21倍）、市民環境部が279千円/台（1.09倍）となっている。一方、農業委員会事務局は126千円/台（0.49倍）、市立病院が134千円（0.53倍）、健康福祉部が144千円（0.56倍）、企画財政部が163千円（0.64倍）と比較的低い費用となっており、水道部と農業委員会事務局の間には約3.8倍の差が生じている。

部署別の費目別内訳では、燃料費が高額な部署は市民環境部が2,713千円（部署内構成比率42.3%）、建設部が2,705千円（41.8%）、教育委員会事務局が1,742千円（35.0%）、水道部が1,384千円（29.2%）となっている。

次に、修繕料が高額な部署は、市民環境部が1,907千円（29.7%）、健康福祉部が1,147千円（34.6%）、総務部が1,103千円（40.1%）、教育委員会事務局が1,020千円（20.5%）となっている。

また、使用料及び賃借料が高額な部署は、建設部が2,065千円（31.9%）、水道部が1,510千円（31.9%）、教育委員会事務局が861千円（17.3%）、農政部が384千円（16.8%）となっている。特に建設部と水道部は使用料及び賃借料が部署別合計の30%以上を占めており、建設部はリース料、水道部は駐車場使用料が主な要因となっている。

表-14(1) 維持管理費の状況【貸出車】

(単位：千円、台、%)

費目等 部署	需要費		役務費		使用料 及び 賃借料
	燃料費	修繕料	手数料	保険料	
使用形態	貸出車				
総務部	0	0	0	0	0
企画財政部	0	32	45	13	0
健康福祉部	0	0	0	0	0
市民環境部	79	21	21	18	0
農政部	66	35	83	13	0
経済部	0	0	0	0	0
建設部	18,007	18,908	6,050	345	0
水道部	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	12,667	6,357	189	24	0
市立病院	0	0	0	0	0
合計	30,819	25,353	6,388	413	0
構成比率	45.4	37.3	9.4	0.6	0.0

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

表-14(2) 維持管理費の状況【貸出車】

(単位：千円、台、%)

費目等 部署	公課費 (自動車重量税)	その他 費用	合計	台数	1台あたり 平均 維持管理費
	使用形態	貸出車			
総務部	0	0	0	0	0
企画財政部	19	0	109	1	109
健康福祉部	0	0	0	0	0
市民環境部	6	10	155	1	155
農政部	38	2	237	2	119
経済部	0	0	0	0	0
建設部	1,580	2,815	47,705	56	852
水道部	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	0	0	0	0	0
教育委員会事務局	158	375	19,770	30	659
市立病院	0	0	0	0	0
合計	1,801	3,202	67,976	90	755
構成比率	2.6	4.7	100.0		

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

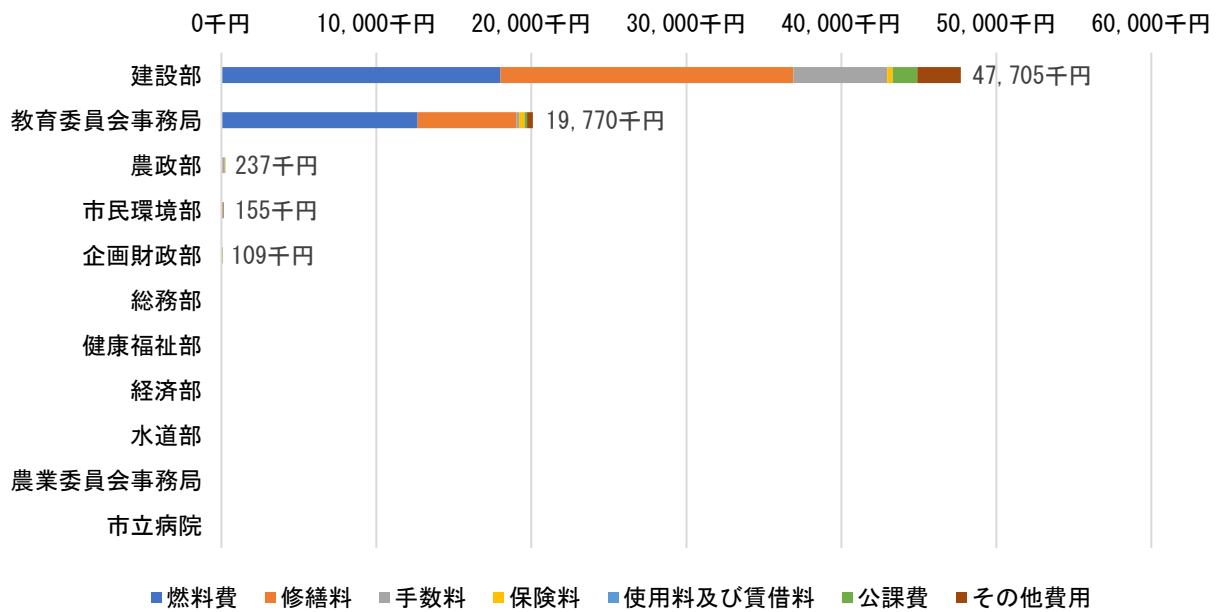


図-14 維持管理費の状況【貸出車】

令和6年度における貸出車(90台)の維持管理費は、総額67,976千円、1台当たりの平均維持管理費は755千円となっている。費目別の内訳は、燃料費が30,819千円で最も高く、全体の45.4%を占めている。次いで修繕料が25,353千円(37.3%)となっており、燃料費と修繕料で全体の82.7%を占めている。

部署別では、建設部が47,705千円(70.2%)と最も高く、1台当たりの平均維持管理費が852千円となっており、平均755千円/台の1.13倍となっている。次いで教育委員会事務局が19,770千円(29.1%)、平均659千円/台(0.87倍)となっており、上位2部署で99.3%を占めている。企画財政部、市民環境部、農政部は、合計で501千円(0.7%)と極めて少額となっている。

大型特殊【貸出車・購入】



普通・貨物【貸出車・購入】



表-15(1) 種別・用途別の維持管理費の状況

(単位：千円、台、%)

種別 用途	需用費		役務費		使用料 及び 賃借料
	燃料費	修繕料	手数料	保険料	
普通・乗用	3,461	1,712	928	493	3,945
普通・貨物	5,780	3,018	1,877	267	0
普通・乗合	10,428	7,145	376	47	0
普通・特種	4,372	4,738	892	125	0
小型・乗用	1,586	872	526	177	384
小型・貨物	4,197	1,950	1,153	345	858
軽・乗用	1,042	819	501	210	0
軽・貨物	1,109	546	359	187	0
大型特殊	11,182	12,154	3,734	113	0
合 計	43,157	32,954	10,346	1,964	5,187
構成比率	42.0	32.0	10.1	1.9	5.0

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

表-15(2) 種別・用途別の維持管理費の状況

(単位：千円、台、%)

種別 用途	費用等		合 計	台 数	1台当たり 平均 維持管理費
	公課費 (自動車重量税)	その他 費用			
普通・乗用	594	976	12,109	35	346
普通・貨物	877	1,233	13,052	24	544
普通・乗合	265	1	18,262	22	830
普通・特種	887	1,178	12,192	15	813
小型・乗用	305	469	4,319	25	173
小型・貨物	308	338	9,149	28	327
軽・乗用	64	349	2,985	26	115
軽・貨物	68	208	2,477	20	124
大型特殊	0	1,148	28,331	32	885
合 計	3,368	5,900	102,876	227	453
構成比率	3.3	5.7	100.0		

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

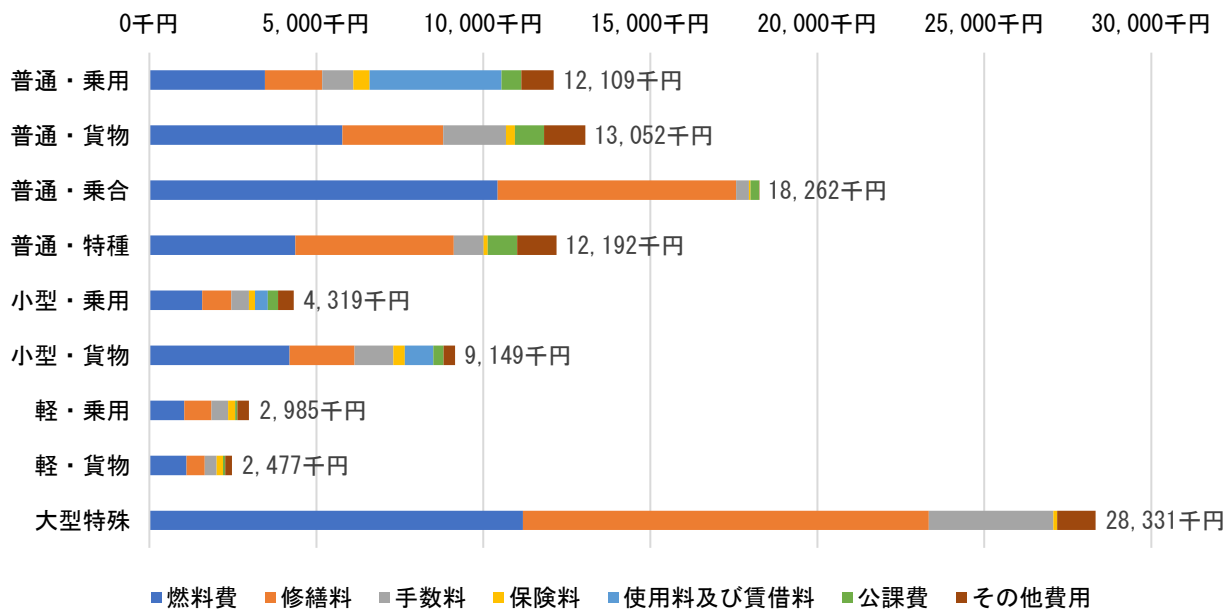


図-15 種別・用途別の維持管理費の状況

令和6年度における庁用自動車(227台)の維持管理費は、総額102,876千円、1台当たりの平均維持管理費は453千円となっている。

費目別の内訳は、燃料費が43,157千円(42.0%)と最も高く、次いで修繕料32,954千円(32.0%)、手数料10,346千円(10.1%)、その他費用5,900千円(5.7%)となっており、燃料費と修繕料で全体の74.0%を占めている。

大型特殊(32台)の維持管理費は総額28,331千円(27.5%)で、費目別の内訳は、修繕料が12,154千円で最も高く、次いで燃料費が11,182千円、手数料が3,734千円となっている。

普通・乗合(22台)の維持管理費は、総額18,262千円(17.8%)で、費目別の内訳は、燃料費10,428千円が最も高く、次いで修繕料7,145千円となっている。

種別・用途別の1台当たり平均維持管理費をみると、大型特殊が平均885千円/台で最も高く、次いで普通・乗合が平均830千円/台、普通・特種が平均813千円/台、普通・貨物が平均544千円/台となっている。

費目別の維持管理費用では、大型特殊の修繕料が12,154千円で最も多くなっており、特殊車両に係る修繕が高額となっている。

また、普通・乗合では燃料費10,428千円が最も多く、スクールバス運行業務に係る燃料消費の多さが顕著である。

表-16(1) 企画財政部の維持管理費の状況

(単位：千円、台、%)

種別 用途別	需用費		役務費		使用料 及び 賃借料
	燃料費	修繕料	手数料	保険料	
普通・乗用	908	1,525	551	212	0
普通・貨物	384	2,525	1,720	213	0
普通・乗合	157	1,683	375	47	0
普通・特種	0	1,050	1,034	100	0
小型・乗用	473	916	426	159	0
小型・貨物	1,538	1,417	795	206	0
軽・乗用	168	544	248	105	0
軽・貨物	537	489	236	123	0
大型特殊	0	7,197	3,735	112	0
合 計	4,165	17,346	9,120	1,277	0
構成比率	11.5	48.0	25.3	3.5	0.0

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

表-16(2) 企画財政部の維持管理費の状況

(単位：千円、台、%)

種別 用途別	費目等		合 計	台 数	1台当たり 平均 維持管理費
	公課費 (自動車重量税)	その他 費用			
普通・乗用	334	382	3,912	15	261
普通・貨物	818	46	5,706	12	476
普通・乗合	265	1	2,528	5	506
普通・特種	1,099	0	3,283	11	298
小型・乗用	280	242	2,496	18	139
小型・貨物	209	245	4,410	19	232
軽・乗用	37	52	1,154	10	115
軽・貨物	48	126	1,559	9	173
大型特殊	0	70	11,114	32	347
合 計	3,090	1,164	36,162	131	276
構成比率	8.5	3.2	100.0		

※ 維持管理費用は令和6年度の値である。

※ 本集計は、財政課が支出している庁用自動車に係る費用を対象としており、表-15に記載した費用の内数である。

※ 財政課が支出している庁用自動車の台数は、燃料費と車検等の修繕費用とで対象車両が異なるため、本集計における台数は、車検等の修繕費用を支出している台数(131台)を記載した。

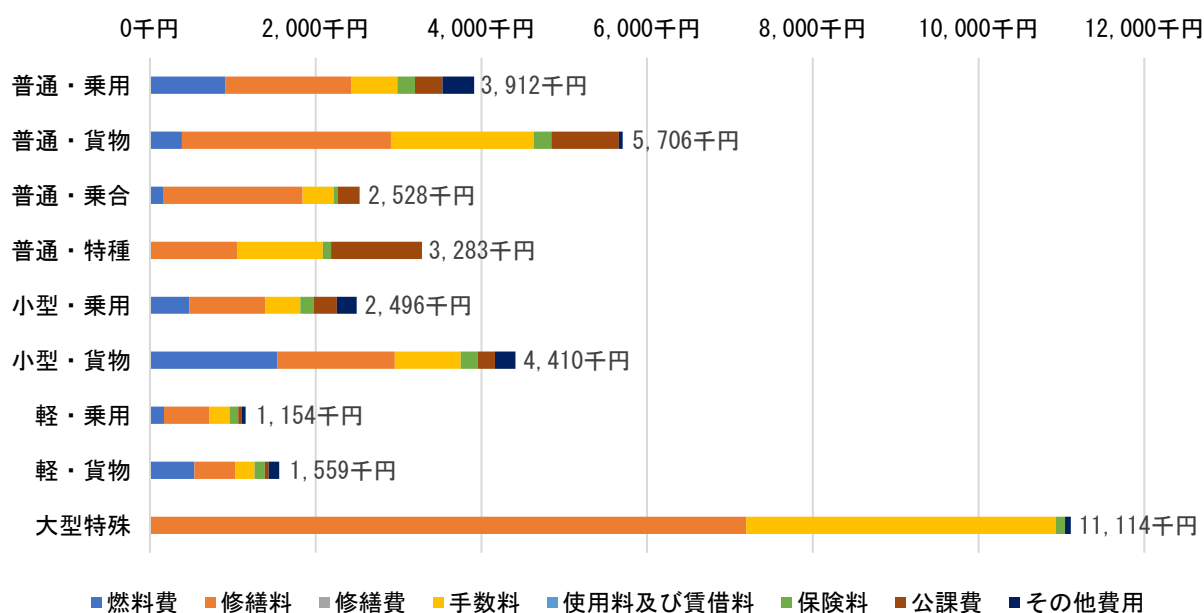


図-16 企画財政部の維持管理費の状況

企画財政部（財政課）が令和6年度に支出している庁用自動車131台の維持管理費は、総額36,162千円、1台あたり平均は276千円となっており、全227台のうち57.7%の車両が企画財政部で支出している車両となっている。

費目別の内訳は、修繕料が17,346千円で最も高く、全体の48.0%を占めている。次いで手数料が9,120千円(25.3%)、燃料費が4,165千円(11.5%)、公課費が3,090千円(8.5%)となっている。

種別・用途別の1台あたり平均維持管理費をみると、普通・乗合が平均506千円/台と最も高く、次いで普通・貨物が平均476千円/台、大型特殊が平均347千円/台、普通・特種が平均298千円/台、普通・乗用が平均261千円/台となっている。

種別・用途別の費目別内訳では、台数が最も多い大型特殊(32台)で総額11,114千円(1台あたり平均347千円)であり、修繕料7,197千円が最も多く、次いで手数料が3,735千円となっている。台数が少ない普通・乗合(5台)で総額2,528千円(平均506千円/台)であり、修繕料が1,683千円で最も多く、燃料費は157千円にとどまっている。普通・貨物(12台)は総額5,706千円(平均476千円/台)で、修繕料が2,525千円で最も多く、次いで手数料が1,720千円となっている。

企画財政部が支出している131台の維持管理費は、修繕料と手数料で全体の73.2%を占めており、継続検査(車検)や定期点検等の法定点検に係る費用が中心となっている。

表-17 稼働率（稼働時間）別保有台数【所管課使用車及び共用車】

（単位：台、時間、％）

稼働状況 部署	稼働率 10%未満	稼働率 10%以上 30%未満	稼働率 30%以上 50%未満	稼働率 50%以上 90%未満	稼働率 90%以上	台 数 A	令 和 6 年 度 年 間 稼 働 時 間 B	1 台 当 た り 平 均 年 間 稼 働 時 間 C = B ÷ A	D = C ÷ 1883 × 100	1 台 当 た り 平 均 稼 働 率	1 日 当 た り 平 均 稼 働 時 間 E
	使用形態 所管課使用車及び共用車										
総務部	2	4	1			7	1,941	277.3		14.7	2.5
企画財政部	4	5	5			14	5,582	398.7		21.2	3.0
健康福祉部	2	12	9			23	11,213	487.5		25.9	2.9
市民環境部	4	11	4	4		23	12,384	538.4		28.6	3.6
農政部	1	7	1			9	3,605	400.6		21.3	2.7
経済部		2				2	645	322.5		17.1	2.3
建設部	1	13	3	4		21	11,659	555.2		29.5	3.1
水道部	3	2	2	2	1	10	6,861	686.1		36.4	5.6
農業委員会事務局		1				1	510	510.0		27.1	2.6
教育委員会事務局		11	6		2	19	11,681	614.8		32.7	3.4
市立病院	3	5				8	2,257	282.1		15.0	2.0
合計	20	73	31	10	3	137	68,338	498.8		26.5	3.2
構成比率	14.6	53.3	22.6	7.3	2.2	100.0					

※ 年間稼働時間は、各車両の運転日誌に記載されている運転時間を集計したものである。

※ 稼働率は、庁用自動車を使用可能な時間（年間開庁日 243 日×勤務時間 7.75 時間＝1,883 時間）を分母として算出している。

※ 1日当たり平均稼働時間Eの算出方法は下記のとおりである。

1台当たり平均年間稼働時間C ÷ 1台当たりの平均稼働日数C（表-8）

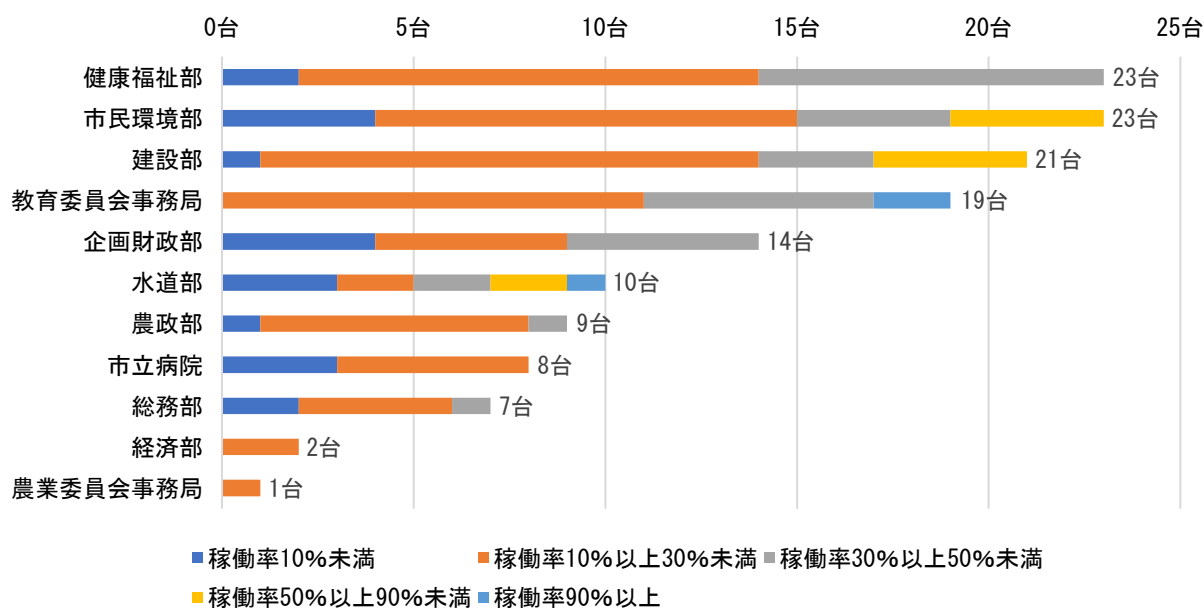


図-17 稼働率（稼働時間）別保有台数【所管課使用車及び共用車】

令和6年度における所管課使用車及び共用車（137台）の稼働状況を稼働時間でみると、年間総稼働時間は68,338時間、1台当たり平均年間稼働時間は498.8時間、1台当たりの平均稼働率が26.5%となっている。

稼働率別にみると、稼働率10%以上30%未満が73台（53.3%）で最も多く、次いで稼働率30%以上50%未満が31台（22.6%）、稼働率10%未満が20台（14.6%）、稼働率50%以上90%未満が10台（7.3%）、稼働率90%以上が3台（2.2%）となっている。表-8で確認された稼働日数ベースの稼働率（稼働率50%以上が96台、70.1%）と比較すると、稼働時間ベースでは稼働率50%以上が13台（9.5%）と極端に低い割合となっており、稼働日における使用時間が短いことが確認できる。

部署別の1台当たり平均年間稼働時間では、水道部が686.1時間と最も多く、次いで教育委員会事務局が614.8時間、建設部が555.2時間、市民環境部が538.4時間、農業委員会事務局が510.0時間となっている。

また、1日当たりの稼働時間（1台当たり平均年間稼働時間÷1台当たり平均稼働日数）をみると、水道部は1日当たり5.6時間、教育委員会事務局が3.4時間、建設部が3.1時間、市民環境部が3.6時間、農業委員会事務局が2.6時間となり、水道部の1日当たりの運転時間が突出して高い使用実態となっている。一方、総務部は1台当たり平均年間稼働時間が277.3時間で、1日当たり2.5時間、市立病院が282.1時間（2.0時間）、経済部が322.5時間（2.3時間）と稼働時間が短い傾向にある。

イ 安全対策の状況

(ア) 安全運転管理者等の選任状況

自動車の使用者は、道路交通法第74条の3第1項により、一定台数以上の自動車を使用する場合、自動車の使用の本拠ごとに自動車の安全な運転に必要な業務を行わせる安全運転管理者を選任しなければならない。また、安全運転管理者の業務を補助させるため、一定台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、副安全運転管理者を選任しなければならない。

安全運転管理者の業務は、道路交通法施行規則第9条の10各号に掲げる業務とされている。令和6年度末現在、本市における安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況は、安全運転管理者8名、副安全運転管理者が1名となっている。

表-18 安全運転管理者及び副安全運転管理者の選任状況

自動車の使用の本拠		安全運転管理者	副安全運転管理者
本 庁	岩見沢市役所 ほか	秘書課長	
		財政課長	
		高齢介護課長	
		廃棄物対策課長	
		土木課長	道路維持係長
		建築課長	
		水道課長	
教育委員会事務局	であえーる岩見沢	学校教育課長	

(イ) 安全運転管理者等講習

道路交通法第74条の3第9項により、安全運転管理者等は公安委員会が実施する講習を受講しなければならない。令和6年度において選任された安全運転管理者等については、職員課による聞き取りや安全運転管理者等講習修了証書により、当該講習を受講していることを確認した。

(ウ) 車両の点検及び整備状況

a 日常点検

庁用自動車を職員が使用する際は、全車両でアルコールチェック等を実施していることを確認した。

また、運行前にはドライブレコーダー及びブレーキ・ペダル、車体、タイヤ等の点検を行い、日常点検表に記録していることを確認するとともに、運行後の点検についても、同点検表により確認した。

b 法定点検

継続検査（車検）及び定期点検については、各部署において適正に業者に依頼し実施していることを確認した。

また、除排雪機械等の大型特殊車両についても、同様に適正に業者に依頼し実施していることを確認した。

## (エ) 事故発生件数

表-19 部署別の事故発生件数

(単位:件、%)

部署	年 度			合 計	構成比率
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
総務部				0	0.0
企画財政部				0	0.0
健康福祉部	1		1	2	9.1
市民環境部	2	3	5	10	45.5
農政部		2		2	9.1
経済部				0	0.0
建設部	2	1		3	13.6
水道部	2			2	9.1
農業委員会事務局				0	0.0
教育委員会事務局	1		1	2	9.1
市立病院			1	1	4.5
合 計	8	6	8	22	100.0
構成比率	36.4	27.2	36.4	100.0	

※ 事故発生件数は、事故の種別で分類しているため、1件の事故であっても複数件として記載している。

## (オ) 事故の発生状況

表-20 事故の種別、自損事故の状況、市側の過失割合

(単位:件、%)

区 分	年 度			合 計	構成比率
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
事故の種別					
人身事故		1	1	2	9.0
物損事故	5	2	3	10	45.5
車両事故	3	3	4	10	45.5
合 計	8	6	8	22	100.0
自損事故の状況					
自損事故	2	2	3	7	31.8
自損事故以外	6	4	5	15	68.2
合 計	8	6	8	22	100.0
市側の過失割合					
50%未満	4	1	2	7	31.8
50%を超える	4	5	6	15	68.2
合 計	8	6	8	22	100.0

表-21 事故の発生場所及び発生時間帯

(単位:件、%)

年 度 区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計	構成比率
事故の発生場所					
公道(走行中)	4	2	3	9	40.9
公道(停車中)				0	0.0
駐車場(車庫を含む)	2	3	4	9	40.9
その他(不明)	2	1	1	4	18.2
合 計	8	6	8	22	100.0
事故の発生時間帯					
午前 (12:00まで)	3	1	4	8	36.4
午後 (12:00~18:00)	4	4	3	11	50.0
夕方以降 (18:00以降)				0	0.00
その他(不明)	1	1	1	3	13.6
合 計	8	6	8	22	100.0

表-22 運転手の年代及び勤務体系

(単位:件、%)

年 度 区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	合 計	構成比率
運転手の年代					
10代				0	0.0
20代		2	2	4	18.2
30代			1	1	4.6
40代		2	1	3	13.6
50代	1	1		2	9.1
60代	6		3	9	40.9
その他(不明)	1	1	1	3	13.6
合 計	8	6	8	22	100.0
運転手の勤務体系					
職員		5	5	10	45.5
会計年度任用職員	7		2	9	40.9
その他(不明)	1	1	1	3	13.6
合 計	8	6	8	22	100.0

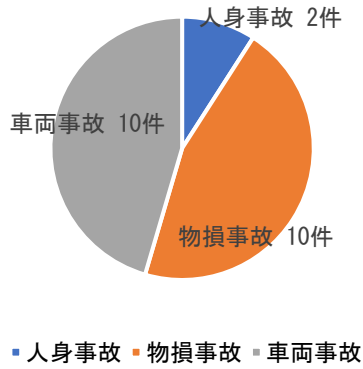


図-18(1) 事故種別件数

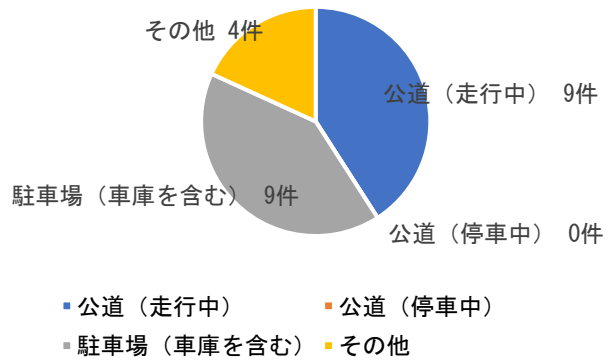


図-18(2) 事故の発生場所件数

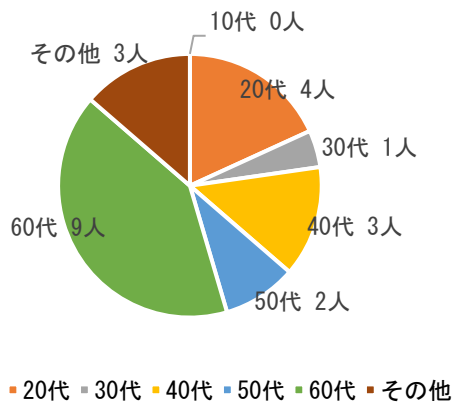


図-18(3) 運転手の年代別人数

令和4年度から令和6年度までの3年間における事故発生件数は合計22件であり、年度別では令和4年度が8件(36.4%)、令和5年度が6件(27.2%)、令和6年度が8件(36.4%)となっている。部署別では、市民環境部が10件で最も多く、全体の45.5%を占めている。次いで建設部が3件(13.6%)、健康福祉部が2件(9.1%)、農政部が2件(9.1%)、水道部2件(9.1%)、教育委員会事務局2件(9.1%)となっている。

事故の種別では、物損事故10件(45.5%)と車両事故10件(45.5%)が同数であり、人身事故が2件(9.0%)となっている。自損事故の状況では、自損事故が7件(31.8%)あり、自損事故以外が15件(68.2%)となっている。市側の過失割合では、50%を超えるものが15件(68.2%)となっている。

事故の発生場所では、公道(走行中)が9件(40.9%)、駐車場(車庫を含む)が9件(40.9%)と同数となっており、駐車場での事故も多い状況となっている。

発生時間帯では、午後(12:00~18:00)が11件(50.0%)で最も多く、次いで午前(12:00まで)が8件(36.4%)となっている。

運転手の年齢別では、60代が9件(40.9%)で最も多く、次いで20代が4件(18.2%)となっている。勤務体系別では、職員が10件(45.5%)と会計年度任用職員が9件(40.9%)とほぼ同じ割合であった。

(2) まとめ

ア 庁用自動車は適正に管理されているか

(ア) 庁用自動車の保有状況は適正なものとなっているか

令和6年度末現在、本市が保有する庁用自動車は227台であり、部署別では、建設部が77台で最も多く、次いで教育委員会事務局が49台、市民環境部が24台、健康福祉部が23台となっており、業務体制及び業務内容に応じた配置となっている。

使用形態別の保有状況では、所管課使用車及び共用車が137台、貸出車が90台となっており、貸出車が全体の39.6%を占めている。

貸出車については、その業務の特性上、業務で使用する車両を市が保有しなければならないと認識するところではあるが、貸出車のうち20年以上経過した車両が41台と老朽化が顕著となっている。

動力源別の保有状況では、ガソリン車及び軽油車が96.4%を占め、次世代自動車であるハイブリッド車等は8台と全体の3.5%となっている。

また、購入による車両の取得が214台で全体の94.3%を占め、リース車による取得は10台と限定的となっている。

今後においても車両の稼働状況を踏まえ必要性及び費用対効果について十分な検証を行うとともに、老朽化による故障の頻度、財政状況等を考慮しながら、将来的な業務量を勘案し、庁用自動車の適正配置となるよう計画的な更新・廃車等の検討を行うことが必要である。

また、車両更新の際には、岩見沢市地球温暖化防止実行計画に基づき、次世代自動車の導入について、さらなる検討を進められたい。

(イ) 庁用自動車が効率的に使用されているか

今回の監査では、部署別の平均稼働率を稼働日数と稼働時間の2種類で算出している。その結果、所管課使用車及び共用車(137台)における平均稼働率(日)で、農業委員会事務局が82.3%で最も高く、次いで教育委員会事務局が75.3%、建設部が73.7%となっている。

それに対して、平均稼働率(時間)では、水道部が36.4%で最も高く、次いで教育委員会事務局が32.7%、建設部が29.5%となっており、平均稼働率(日)50.6%で10番目の水道部が最も高い稼働率(時間)という結果となった。

このように日数及び時間による平均稼働率の関係をみると、日数での稼働率では稼働率50%以上の車両が96台であるのに対し、時間での稼働率では、稼働率50%以上の車両が13台と極端に少なくなっている。

また、所管課使用車及び共用車で稼働率(日)10%未満の車両が6台、稼働率(時間)10%未満の車両が20台となっている。

庁用自動車の効率的な運用に向けて、部署内・部署間で稼働率に差がみられることから、今後においても車両の稼働状況の把握・分析に努めるとともに、企画財政部においては共用車の増強を検討し、各部署においても、所管課使用車から共用車への配置替え等について積極的に検討されたい。

(ウ) 庁用自動車の運行管理は適切に行われているか

岩見沢市庁用自動車運行管理規程（以下「管理規程」という。）に基づき、運行管理組織が構築され、庁用自動車の運行管理が行われていた。

また、道路交通法第 74 条の 3 第 1 項に基づく安全運転管理者等選任については、安全運転管理者 8 名及び副安全運転管理者 1 名が適正に選任されていたほか、北海道公安委員会主催の講習を受講するなど、法令遵守の姿勢を確認することができた。

日常の運行管理については、管理規程に基づく運転日誌により運行状況が記録されているとともに、運行前・運行後のアルコールチェックも徹底されており、概ね適正に管理されていると認められるが、一部においては、運転日誌の記録に誤記等の事例があったことから、管理規程に基づく適正な運行管理に努められたい。

(エ) 庁用自動車の維持管理費は適切に支出されているか

保有台数 227 台のうち、企画財政部予算で管理する台数は 131 台（構成比率 57.7%）であり、残りが各部署で保有する車両やリース車となっている。

庁用自動車の令和 6 年度維持管理費が年間 102,876 千円となっており、年数の経過に伴い維持管理費の負担が大きくなることから、一層の経費節減に努められたい。

なお、自動車損害保険については、低廉な（公益社団法人）全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入し、経費節減に努めている。

イ 庁用自動車における安全対策の状況

(ア) 法令等に基づく定期点検・整備等は適切に行われているか

庁用自動車の日常点検については、道路運送車両法第 47 条の 2 の規定により実施が義務付けられている。本市の日常点検は、日常点検表により点検を行い、運転日誌とともに運行管理責任者及び運行管理者が確認する体制が整えられている。

日頃から庁用自動車を適正に管理することは、故障の未然防止及び経済性の向上、安全運転にもつながる。しかし、一部において、日常点検の未実施や点検表への点検結果の記入漏れが見受けられたことから、日常点検（運行前・運行後）に当たっては、日常点検表による適切な点検と記録を行い、日頃から車両の適正な維持管理に努められたい。

また、継続検査（車検）等については、全庁ポータル内に「車検に係る事務の流れ」及び「法定点検に係る事務の流れ」等を掲載し、職員へ周知している。

企画財政部で車両情報を一括管理している車両については車検等を実施する際に、所管部署に対して車検の通知を行い、有効期限切れが発生しないよう車両管理を徹底している。

今後においても、車検有効期限が経過した庁用自動車を運転することのないよう、引き続き車検有効期限等の車両管理を徹底されたい。

(イ) 事故防止・交通安全対策は行われているか

道路交通法施行規則の改正により、安全運転管理者の業務として、運転者の酒気帯びの有無を確認することが義務付けられた。具体的には、令和4年4月1日から目視等による確認が、令和4年10月1日からアルコール検知器を用いた確認が実施することとされた。これを受け、本市では「酒気帯びの有無の確認及び記録の保存に関するガイドライン」により、当該業務を運行管理者が実施することとしている。しかし、酒気帯びの有無の確認について、一部で未実施又は目視のみによる確認の事例が認められ、ガイドラインに沿った確認が徹底されていない状況が見受けられた。

運行管理者においては、法令及び市のガイドラインに基づき、運行前・運行後のアルコール検知器による確認を徹底するとともに、確認結果の記録及び保存を確実にし、適切な運行管理業務に努められたい。

また、交通安全対策については、全庁ポータル内に「安全運転について」を掲載しているほか、同じく全庁ポータル内に職員課から「安全運転の励行について」を年4回掲載し、職員への安全運転の意識高揚を図っている。

今後においても、職員への安全運転等の周知を徹底し、交通事故防止に努められたい。

ウ 総括

本市における庁用自動車の運行管理状況及び安全対策について監査を実施した結果、庁用自動車全体で227台あり、そのうち特定業務に特化した貸出車を90台保有しており、業務上の必要性に応じた配置となっていることを確認した。

また、法令等に基づく定期点検・整備等も適切に行われ、道路交通法に基づく安全運転管理者等の選任及び運行前・運行後の日常点検、アルコールチェック等も適正に実施されており、各部署における管理体制は整備されている。

しかしながら、稼働状況を詳細に分析すると、稼働日数ベースでは平均稼働率54.7%、平均稼働日数133日であるが、稼働時間ベースでは平均稼働率が26.5%となっており、稼働日における使用時間が比較的短いことが確認できた。稼働率(日)10%未満の車両も27台存在しており、除排雪機械等の季節的使用車両を除いても、効率的な運用には課題が残る。

庁用自動車は、市民サービスに欠くことのできない重要な移動手段である。今後、導入を予定している運転日誌の電子化により各車両の稼働状況を正確に把握でき、より詳細な稼働状況の分析が可能となることから、稼働率の低い車両の統廃合や共用車の活用促進等について積極的に検討を進め、庁用自動車の適正配置と効率的な運用が図られることを期待するものである。

また、令和4年度から令和6年度までの3年間で22件の交通事故が発生し、そのうち人身事故が2件発生していることから、全庁を挙げて交通安全対策の一層の強化が求められる。交通事故防止に向けて、運転時における安全確認の徹底及び全職員への交通安全意識の啓発など、継続的な交通安全対策が行われることで、交通事故が発生しないことを切に願う。

## 資料

### 岩見沢市庁用自動車運行管理規程

(目的)

第1条 この規程は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）の規定に基づき、市の所有する自動車、原動機付自転車及び賃貸借自動車（以下「庁用自動車」という。）の適正な管理と安全運転の確保を図ることを目的とする。

(庁用自動車の管理)

第2条 庁用自動車の取得、配車、格納、修理（自動車検査を含む。以下同じ。）及び処分  
の総括に関する事務は、財産管理を所管する財政課長（市立総合病院並びに水道部局に  
あつては、それぞれの財産管理を所管する課長とする。以下同じ。）が行うものとする。

2 庁用自動車の運行及び保管管理は、運行管理者が行うものとする。

(運行管理組織)

第3条 庁用自動車の運行及び安全運転を確保するため、次の各号に掲げる組織を置く。

- (1) 総括安全運転管理者
- (2) 運行管理責任者
- (3) 運行管理者
- (4) 運行管理主任
- (5) 安全運転管理者
- (6) 副安全運転管理者
- (7) 整備管理者

(総括安全運転管理者)

第4条 総括安全運転管理者は、総務担当の副市長をもって充てる。

2 総括安全運転管理者は、庁用自動車の運行及び安全運転に関する総括管理を行うものとする。

(運行管理責任者)

第5条 庁用自動車を配置されている部（岩見沢市事務分掌条例（昭和45年条例第36号）  
に掲げる部及びこれに準ずる組織をいう。以下同じ。）に運行管理責任者を置く。

2 運行管理責任者は、部長の職にある者をもって充てる。

3 運行管理責任者は、部内の庁用自動車の運行及び安全運転の確保に努めるとともに、  
第3条第3号から第7号に掲げる者に対する安全運転に係る指導監督を行うものとする。

(運行管理者及び運行管理主任)

第6条 庁用自動車を配置されている課（岩見沢市事務分掌条例施行規則（昭和53年規則  
第35号）に掲げる課及びこれに準ずる組織をいう。以下同じ。）に運行管理者及び運行  
管理主任を置く。

2 運行管理者は、課長の職にある者をもって充てる。

3 運行管理者は、庁用自動車の適正な維持、保管及び管理に努めるとともに運行結果を  
常によくは握し、庁用自動車を運転する者（以下「運転者」という。）に対して、庁用自  
動車の運行に関し、必要な指導監督を行うものとする。

- 4 運行管理主任は、運行管理者が指名するものとする。
- 5 運行管理主任は、庁用自動車の運行に関し、運行管理者を補助するものとする。  
(安全運転管理者、副安全運転管理者)

第7条 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の8第1項に定める台数以上の庁用自動車が配置されている課に道交法第74条の2第1項に規定する安全運転管理者を置く。

- 2 道路交通法施行規則第9条の8第2項に定める台数以上の庁用自動車が配置されている課に道交法第74条の2第4項に規定する副安全運転管理者を置く。
- 3 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、運行管理責任者が所属の職員のうちから選任するものとする。
- 4 運行管理責任者は、前項の規定により安全運転管理者及び副安全運転管理者を選任したときは、道交法第74条の2第5項の規定に基づく届出をするとともに、その旨を直ちに総務部長に報告するものとする。
- 5 安全運転管理者は、上司の命を受け道路交通法施行規則第9条の10に規定する事項を処理するものとする。
- 6 副安全運転管理者は、安全運転管理者の業務を補助するものとする。  
(整備管理者)

第8条 車両法第50条第1項に規定する自動車の使用の本拠を課とし、同条に規定する整備管理者を置く。

- 2 整備管理者は、運行管理責任者が所属職員のうちから車両法施行規則第31条の4の規定に定める資格を有する者の中から選任するものとする。
- 3 運行管理責任者は、前項の規定により整備管理者を選任したときは、車両法第52条の規定に基づく届出をするとともに、その旨を直ちに総務部長に報告するものとする。
- 4 整備管理者は、上司の命を受け車両法第50条第1項に規定する事項のほか運行管理者の指示する事項を処理するものとする。  
(運転者の指定)

第9条 運行管理者は、各庁用自動車ごとに運転を担当する運転者を指定するものとする。

- 2 運行管理者は、前項の運転者を指定したときは、直ちに職員課長及び財政課長に通知しなければならない。  
(運転者の遵守事項)

第10条 運転者は、常に交通関係法令等の遵守と研さんに努めるとともに、交通に関する各種研修会等に積極的に参加し、交通事故の防止に最善をつくすものとする。

- 2 運転者は、常に庁用自動車を清掃し、運行終了後は、庁用自動車を点検し、定められた保管場所に格納するとともに庁用自動車の鍵を運行管理者又は運行管理者が指定する職員に引き継がなければならない。  
(集中管理)

第11条 庁用自動車のうち乗用自動車（特定業務のため課に専用を認められているものを除く。）は、総務部秘書課において集中管理を行うものとする。

- 2 前項の庁用自動車を使用するときは、口頭又は文書をもって秘書課長に申し出なければならない。

(庁用自動車の修理)

第12条 整備管理者及び運転者は、自動車に修理の必要が生じたときは、運行管理主任に連絡するとともに財政課長の指定する者に申し出て修理について、指示を受けるものとする。

2 前項の修理を行ったときは、運行管理主任又は整備管理者は、配車及び整備台帳(様式第1号)により報告しなければならない。

(運転日誌)

第13条 運転者は、毎日の運行状況を運転日誌(様式第2号)に記録し報告しなければならない。

(事故の措置)

第14条 運転者は、交通事故が発生したときは、法令に定められた措置を講ずるほか、直ちに運行管理者及び安全運転管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 前項の報告を受けた運行管理者は、直ちに事故の概要を総務部長に報告するとともに事故発生より3日以内に事故報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、交通事故の処理に関し必要な事項は、市長が定める。

(使用の責任と賠償)

第15条 庁用自動車を損傷したときは、運転者はその責を負わなければならない。ただし、その損傷が不可抗力によるものと認められたときは、この限りでない。

2 庁用自動車を損傷させたときの賠償については、その都度市長が定める。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、庁用自動車の管理及び安全運転に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

## 道路交通法(抜粋)

(安全運転管理者等)

第七十四条の三 自動車の使用者(道路運送法の規定による自動車運送事業者(貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)の規定による貨物軽自動車運送事業を営業者を除く。以下同じ。)、貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者及び道路運送法第七十九条の規定による登録を受けた者を除く。以下この条において同じ。)は、内閣府令で定める台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、次項の業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。

2 安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育その他自動車の安全な運転に必要な業務(自動車の装置の整備に関する業務を除く。第七十五条の二の二第一項において同じ。)で内閣府令で定めるものを行わなければならない。

[略]

4 自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管

理者を選任しなければならない。

[略]

- 9 自動車の使用者は、公安委員会からその選任に係る安全運転管理者等について第八十条の二第一項第一号に掲げる講習を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受けさせなければならない。

### 道路交通法施行規則（抜粋）

第九条の八 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める台数は、乗車定員が十一人以上の自動車にあつては一台、その他の自動車にあつては五台とする。

2 法第七十四条の三第四項の内閣府令で定める台数は、二十台とする。

3 前二項及び第九条の十一の台数を計算する場合においては、大型自動二輪車一台又は普通自動二輪車一台は、それぞれ〇・五台として計算するものとする。

（安全運転管理者の業務）

第九条の十 法第七十四条の三第二項の内閣府令で定める業務は、次に掲げるとおりとする。

- 一 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。
- 二 法第二十二条の二第一項に規定する最高速度違反行為、法第五十八条の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、法第六十六条の二第一項に規定する過労運転及び法第七十五条第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自動車の運行計画を作成すること。
- 三 運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置すること。
- 四 異常な気象、天災その他の理由により、安全な運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全な運転の確保を図るための措置を講ずること。
- 五 運転しようとする運転者に対して点呼を行う等により、道路運送車両法第四十七条の二第二項の規定により当該運転者が行わなければならないこととされている自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。
- 六 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国家公安委員会が定めるものをいう。次号において同じ。）を用いて確認を行うこと。
- 七 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。
- 八 運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転を終了した運転者に記録させる

こと。

九 運転者に対し、自動車の運転に関する技能、知識その他安全な運転を確保するため必要な事項について指導を行うこと（法第七十四条の三第二項に規定する交通安全教育を行うことを除く。）。

（副安全運転管理者の人数）

第九条の十一 法第七十四条の三第四項の規定による選任は、次の表の上欄に掲げる自動車の台数に応じ、同表の下欄に掲げる人数以上の副安全運転管理者を選任して行うものとする。

自動車の台数	人数
二十台以上四十台未満	一人
四十台以上	一人に四十台以上二十台までを超えるごとに一人を加算して得た人数